
令和 7 年大和町議会 3 月定例会議会議録

令和 7 年 3 月 4 日（火曜日）

応招議員（16 名）

1 番	本 田 昭 彦 君	9 番	馬 場 良 勝 君
2 番	佐 野 瑠 津 君	10 番	今 野 信 一 君
3 番	宮 澤 光 安 君	11 番	渡 辺 良 雄 君
4 番	平 渡 亮 君	12 番	槻 田 雅 之 君
5 番	櫻 井 勝 君	13 番	堀 籠 日出子 君
6 番	森 秀 樹 君	14 番	大須賀 啓 君
7 番	佐々木 久 夫 君	15 番	児 玉 金兵衛 君
8 番	犬 飼 克 子 君	16 番	今 野 善 行 君

出席議員（１６名）

１番	本 田 昭 彦 君	９番	馬 場 良 勝 君
２番	佐 野 瑠 津 君	１０番	今 野 信 一 君
３番	宮 澤 光 安 君	１１番	渡 辺 良 雄 君
４番	平 渡 亮 君	１２番	槻 田 雅 之 君
５番	櫻 井 勝 君	１３番	堀 籠 日出子 君
６番	森 秀 樹 君	１４番	大須賀 啓 君
７番	佐々木 久 夫 君	１５番	児 玉 金兵衛 君
８番	犬 飼 克 子 君	１６番	今 野 善 行 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 俊 彦 君	福 祉 課 長	早 坂 基 君
副 町 長	千 葉 喜 一 君	健康推進課長	大 友 徹 君
教 育 長	八 卷 利栄子 君	農林振興課長	阿 部 晃 君
代表監査委員	内 海 義 春 君	商工観光課長	蜂 谷 祐 士 君
総 務 課 長	千 葉 正 義 君	商 工 観 光 課 企 業 立 地 推 進 室 長	星 正 己 君
総 務 課 危機対策室長	甚 野 敬 司 君	都市建設課長	江 本 篤 夫 君
まちづくり 政 策 課 長	遠 藤 秀 一 君	上下水道課長	亀 谷 裕 君
財 政 課 長	児 玉 安 弘 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 康 弘 君
税 務 課 長	村 田 充 穂 君	教育総務課長	青 木 朋 君
税 務 課 徴収対策室長	阿 部 友 紀 君	生涯学習課長	浪 岡 宜 隆 君
町民生活課長	吉 川 裕 幸 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君
子 ども 家 庭 課 長	小 野 政 則 君		

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	主 任	櫻 井 郁 也
主 事	佐 藤 み な み		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時58分 開 議

議 長 （今野善行君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （今野善行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって14番大須賀 啓君及び15番児玉金兵衛君を指名します。

議案審議に入る前に申し上げます。

昨日の議案説明において誤った説明があったことから、訂正したいとの申出がありましたので、ここで許可をします。上下水道課長亀谷 裕君。

上下水道課長 （亀谷 裕君）

おはようございます。

昨日のご説明につきまして、一部訂正がございますので、ご説明を申し上げます。

議案書85ページ、議案第32号 令和6年度大和町水道事業会計補正予算（第5号）でございます。

下段にございます資本的支出でございますが、1款1項建設改良費の補正予定額でございますが、「同額を増額し」と私ご説明申し上げましたが、正しくは減額でございますので、ご訂正をお願いいたします。

説明につきましては以上でございます。大変申し訳ございませんでした。

議 長 （今野善行君）

以上で説明の訂正を終わります。

日程第2「議案第9号 大和町レンタサイクル条例」

議 長 （今野善行君）

日程第2、議案第9号 大和町レンタサイクル条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第10号 大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」

議 長 （今野善行君）

日程第3、議案第10号 大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第４「議案第１１号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例」

議 長 （今野善行君）

日程第４、議案第11号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第５「議案第１２号 大和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」

議 長 （今野善行君）

日程第５、議案第12号 大和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第13号 大和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」

議長（今野善行君）

日程第6、議案第13号 大和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第14号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」

議長（今野善行君）

日程第7、議案第14号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第15号 大和町手数料徴収条例の一部を改正する条例」

議長（今野善行君）

日程第8、議案第15号 大和町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第16号 大和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

議長（今野善行君）

日程第9、議案第16号 大和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第17号 大和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

議長（今野善行君）

日程第10、議案第17号 大和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第18号 大和町病後児保育施設条例の一部を改正する条例」

議 長 （今野善行君）

日程第11、議案第18号大和町病後児保育施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。13番堀籠日出子さん。

13 番 （堀籠日出子君）

それでは、今回の条例改正で、対象児童が満1歳からこれまで小学生、3年生までだったのが、小学生、6年生までとなるわけではありますが、この6年生までになるということは、これからの子育て支援に大いにつながるものと評価するところであります。

そんな中で、この改正に至るまでどのような議論をされたのか、お尋ねいたします。

議 長 （今野善行君）

子ども家庭課長小野政則君。

子ども家庭課長 （小野政則君）

堀籠議員のご質問にお答えしたいと思います。

大和町の病後児保育事業については、まず町内にある小児科医等の連携が必要ということで、公立黒川病院と協議をしてきたというところが、まず最初の一步であります。

その際に、体調、年齢について、我々のほうからは小学校6年生までという申出をしておりました。その中で、病院の小児科医の先生等の打合せの中で、まずはそこまで広げなくて、最初は小学校3年生まででやっていきたいと思います。その次の契約に至ったときに、その実績等々をを考えて、考慮しまして、次の段階で考えていくほうがよろしいんじゃないかという助言がありまして、まずは小学生、3年生までを対象とし、病後児保育事業を始めていった、実施していったという経過でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 （今野善行君）

堀籠日出子さん。

13 番 （堀籠日出子君）

経過につきましては理解いたしました。

それで、これまでの利用率はそんなに高いほうではないんですけれども、多分そういうのも加味した中で、では6年生までは大丈夫かというお考えをお持ちだったのかと思うんですけれども、これ病後児保育ですから、いつ、1日3人までですよ。ですが、いろいろな風邪の流行とかなんかで、もしかしたら3人以上の申込みがあるかもしれないです。

そして、ほかの自治体、富谷、大衡なんかを見ますと、施設を4つ持っております。その中に大和町も入っていますけれども。ほかの施設はほとんど小学校6年生までの病後児保育をやっているのですけれども、大和町はまだ3年生までということなんです。ですが、これまでの経過で、利用数が少ないから6年生まで上げても、そんなに3人を超えることはないだろうという考えももしかしたらおありなのかと思うんですが、そういう流行時期になったときに、3人で収まらなくなった場合は、その子供はどのような対応、対処というか対応で病児後保育を受けるようになるんでしょう。

議長 （今野善行君）

子ども家庭課長小野政則君。

子ども家庭課長 （小野政則君）

まず、最初のご質問に対してお答えしたいと思います。

小学生、3年生から6年生に引上げをする際に、3年間の利用率を考慮しまして、6年生まで上げても、定員まで、利用者、定員に、いっぱいにならないだろうという実績で今回は上げさせていただきました。

この3年間の実績で、複数になったということはあまりなかったと。兄弟姉妹で利用したというのが何件かあって、それ以外についてはお一人だけの利用であったというところがございます。

次に、流行時期に3人以上の利用者がいた場合っていうところなんです。それについては、どうしても施設的に3人というところでありますので、ご自宅で療養していただくしかないのかというところであります。

ただ、令和7年度から富谷市にあります済生会こどもクリニックのほうで今契約を進めておるんですが、病児・病後児保育というところで、定員1名だけなんです。そういったところで、あと増やしていきたいと考えております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

堀籠日出子さん。

1 3 番 （堀籠日出子君）

7年度からは済生会の病児・病後児保育を検討するということなんですが、それは大変よろしいと思います。

病後児保育、本当に、利用度が少なければ少ないほど子供たちが健全だということなので、それはそれでよろしいんですけども、やはり富谷市ですと、大和町を含めて4つの施設を持っております、病児・病後児保育の。大衡だと2つの施設を持っています、その事業を行っております。大和町の場合ですと、まだ1人なので、今回の3年生から6年生まで受入れを上げたときに、もしかして、これまでないとしても、ないって言い切れないわけですから、やはり万が一のことを考えた場合に、やはり大和町以外の施設ももう一つはお願いするような形でとっていくべきかと思いますので、ただいま済生会という施設の名前が出ましたので、ぜひ施設を受け入れていただきまして、そして2つの施設で病後児保育をやっていただければよろしいかと思います。

議 長 （今野善行君）

ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第19号 大和町児童館設置条例の一部を改正する条例」

議 長 （今野善行君）

日程第12、議案第19号 大和町児童館設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第20号 大和町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例」

議 長 （今野善行君）

日程第13、議案第20号 大和町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14「議案第21号 大和町企業立地促進条例の一部を改正する条例」

議長（今野善行君）

日程第14、議案第21号 大和町企業立地促進条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15「議案第22号 令和6年度大和町一般会計補正予算」

議長（今野善行君）

日程第15、議案第22号 令和6年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。9番馬場良勝君。

9 番（馬場良勝君）

それでは、2点ほどお尋ねをします。

まず議案書の60ページのL G W A Nの接続ルータ賃貸借の中で、変更がかかっています。ほぼ倍額になっているのですが、その理由をお尋ねいたします。

それから、もう一点、事項別明細書の30ページになるかと思うんですけれども、少々お待ちください。6款1項3目14節で合っているかと思うんですが工事請負費、

サブローPARKのトイレの設置の減と、それからその後、蛇石せせらぎ公園の駐車場の増ということで、最終的に1,500万円ほどになっているのですが、減のほうは分かるんですが増のほう、金額と、どういう理由があるのかっていうところをお尋ねしたいと思います。

以上です。

議 長 （今野善行君）

総務課長千葉正義君。

総務課長 （千葉正義君）

おはようございます。

それでは、馬場議員のご質問にお答えいたします。

債務負担行為で増額となった部分でございますが、当初の債務負担の設定が、昨年の3月の定例会議の際の債務負担行為でございました。

今回ガバメントクラウドに接続する関係で、再度その接続方法等を精査したところ、これまで、現在設定している接続は1回線のみで債務負担行為を設定しておりましたが、複数の回線を使用して異常時に備えるというハイブリッド接続方法をとる必要があったということで、その回線が1回線増える部分ではほぼ倍額、倍増となったところでございます。

以上でございます。

議 長 （今野善行君）

商工観光課長蜂谷佑士君。

商工観光課長 （蜂谷祐士君）

それでは、馬場議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

6款1項3目の観光費の14節、事項別明細書30ページでございますけれども、これの金額1,567万1,000円の内容につきましては、四十八滝運動公園のトイレ工事並びに水道工事等の実績によります執行残が、137万9,000円の工事費がマイナス、減額という形でございます。それに合わせまして蛇石せせらぎ公園の駐車場を予定しております駐車場の砂利敷き工事につきましては1,705万円の工事費を見込んでいる状況でございます。

この駐車場につきましては、農地でございますので、減反されている地域でございますけれども、そこに土地等の土壌改良をして砂利敷き工事を実施する予定でございます。

以上でございます。

議 長 （今野善行君）

馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）

了解をしましたので、駐車場にするということで砂利敷き、本来であれば舗装なのかって思うんですけれども、砂利敷きにする理由が何かあるのかと思うんですけれども。農転もかけなきゃいけないんだろうと思うんですけれども、その辺少し、もう少し詳しくご答弁いただければと思うんですけれども。

議 長 （今野善行君）

商工観光課長蜂谷佑士君。

商工観光課長 （蜂谷祐士君）

馬場議員の再質問にお答えします。

当初、駐車場の計画につきましては、議員がおっしゃるとおり舗装、アスファルト舗装という形を計画しておりましたけれども、この箇所につきましては南川ダムの上流部分という形もありまして、県と協議をする際において、ある程度浸透性のある駐車場にしていきたいという形もございましたので、アスファルト舗装ではなく、砂利敷きの浸透性がある駐車場という形に変更させていただきまして、実施する予定でございます。

急激な水が、一旦調整池を設けなければいけないという状況もありますので、そういった形もありますので、浸透性のある駐車場にという内容で変更させていただきたいと思います。

以上でございます。

議 長 （今野善行君）

ほかに質疑はありませんか。15番児玉金兵衛君。

15 番 （児玉金兵衛君）

では、1 件だけ。

2 款 1 項 6 目 7 節報償費、ご説明ではワークショップを開催しなかったので不用額という話だったので、そのいきさつを少し詳しくお聞かせください。

議 長 （今野善行君）

まちづくり政策課長遠藤秀一君。

まちづくり政策課長 （遠藤秀一君）

今年度につきましては、ワークショップ、総合計画の改定等のワークショップ等、いろいろ、あとは中町地区の活性化事業ですか、そういったワークショップの報償費ということで予算措置しておったんですけれども、まず総合計画につきましては、少し遅れ気味ではあるんですけれども、今メンバーを募集しているような状況で、ほぼ人選も終わっていたところでございますけれども、新年度、年度末から新年度ということでございます。

あと、併せまして、中町地区の活性化につきましては用地取得のほうに全力を注いだということで、あと来年度仕切り直して、いろいろ検討させていただければということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

児玉金兵衛君。

15 番 （児玉金兵衛君）

承知しました。次年度に向けてしっかり備えていただきたいと思います。

答弁は要らないです。

議 長 （今野善行君）

ほかに質疑はありませんか。8 番犬飼克子さん。

8 番 （犬飼克子君）

事項別明細書の24ページ、4款1項1目自死対策強化事業費、マイナス29万円になっておりますが、本町は全国から見ても自死のかなり多い、常任委員会でも説明をいただきましたが、さらなるこの対策が必要なのではないかと思います、この辺のもうちょっと説明をお願いしたいと思います。

あと、25ページの、ご説明いただいた健康自主事業、サブロー塾、あともう一つお話しされましたが、もう一つ健康自主事業をちょっと教えていただきたいと思います。

議長（今野善行君）

健康推進課長大友 徹君。

健康推進課長（大友 徹君）

それでは、今のご質問にお答えをいたします。

自死対策事業費につきましては、29万円の減額です。内訳といたしましては、自死予防対策連絡協議会を開催した際の委員の報酬と費用弁償の不用額の減額と合わせまして、今年度自死予防対策プランのほうを策定しております。その委託費の同じく不用額減額、全て合計しての29万円でございます。

自死の啓発につきましては、9月に強化週間、3月に強化月間がございます。その際に役場庁舎などでの啓発コーナーなどを設ける、そういったものは引き続き、予定どおりの実施を計画しております。

もう一点のほう、ちょっと質問が、サブロー、補正の内容のご説明でよろしいですか。（「サブロー塾のもう一つ」の声あり）大変申し訳ありません。サブロー健康塾以外の健康づくり自主グループ、いろいろな任意の健康づくりの団体ございます。町内に7団体ほどございますが、そういった方のフォローアップということで、今年度研修会のほうを実施いたしております。

なかなか、メンバーの高齢化などもございますので、町のほうで少しそういうこ入れといいますか、研修の場を設けまして、少しでも運動、こういった運動があるというような、そういった普及のための取組のほうは、研修会として実施したものになります。

以上でございます。

議長（今野善行君）

犬飼克子さん。

8 番 (犬飼克子君)

独自事業に関しましては、健康づくりの団体が7団体あるということで理解いたしました。

自死対策予防ですが、減額ということでありますが、連絡協議会というか費用弁償プラン委託の不用額、ぜひこの「こころの体温計」が今回見送りになったということでございますが、ぜひこういう、そんなに、予算的にこの体温計は高い事業ではないので、ぜひこの自死対策の前向きな検討をまたさらに進めていただければいいかと思っています。

答弁要ります。

議長 (今野善行君)

健康推進課長大友 徹君。

健康推進課長 (大友 徹君)

ただいまのご質問、一般質問でもご質問いただきました「こころの体温計」でございます。

来年、補正とまたちょっと内容違いますけれども、来年度の予算は予定していなかったところです。

引き続き、その啓発の在り方という部分、どういったものがあるのか検討していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

議長 (今野善行君)

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。11番渡辺良雄君。

11 番 (渡辺良雄君)

1点お尋ねします。

事項別明細書の35ページ、9款2項3目12節で委託料のところなんですけれども、ご説明いただいたときに、入札不調が続いたというようなご説明をいただいたんですけれども、ちょっとゆゆしき問題だというふうに、私お聞きして感じたんです。

何で入札不調が続いてしまったのか、ここのプラスになった金額は、私問うつもり

はないんですけれども、入札不調が続いたっていうのはちょっとゆゆしき事情というふうに感じたものですから、なぜそうなったのか、あるいはこれからの見通しとしてそういうことがまた起きてくるのか、その点だけお尋ねをいたします。

議長（今野善行君）

教育総務課長青木 朋君。

教育総務課長（青木 朋君）

それでは、渡辺委員のご質問にお答えいたします。

まず、入札のほうでございますが、こちら小中学校合わせて予算化をしておりますで、町内の小中学校の特別教室のほうへのエアコン設置ということで、今回、昨年度から設計を進めておりまして、繰越承認をいただいて、今年度末まで工期を進めて、設計が完了し、その後7月の議会随時会議のほうで補正予算という形でご承認いただきまして、その後入札という形で進めてきてまいりました。

1回目の入札、早速8月に行ったわけでございますが、その際は全校一括して行ったわけでございますけれども、入札参加者がなく、中止となってしまいました。2回目、3回目と、8月にもう一度、3回目は9月にもう一度行いましたが、1回目同様に一括で行いましたが、入札参加がなく、いずれも中止ということになってしまいました。

それで、いろいろ条件等も変更しながら行ってきたところではございますが、3回とも入札不調になったわけでございます。それを受けまして、4回目以降は各学校ごとに分割をして、指名競争入札による実施を行ったところでございます。4回目のときには、宮床小学校と吉田小学校の工事施工管理につきましては落札したところでございますが、それ以外は応札者なしで不調となっております。

いろいろ理由等もお伺いしますと、手持ちの案件が多く受注困難という理由ですとか、それから技術者の配置が難しいということで、いろいろ理由があって参加できないということが分かっております。

5回目も同じようにもう一度、再度行いまして、鶴巣小学校と落合小の小規模校が落札しております。それ以外につきましては応札がなく、不調ということで、現在に至っております。

こちらの事業につきましては、工事のほうは国庫補助を使って実施を予定しておりますで、年度内の完了という部分で、今期間が、年度末までの期間が、工期が確保で

きないということで、国のほうには繰越承認の申請をしておるところですが、そちらが下りるかどうか、今はそちら待ちということになっております。そういう状況でございますので、よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。4 番平渡 亮君。

4 番 （平渡 亮君）

事項別明細書の14ページ、子育て世帯移住定住応援事業費と3世代同居応援事業費についてですが、これは希望者がいなかったという理解でいいか教えてください。

議 長 （今野善行君）

まちづくり政策課長遠藤秀一君。

まちづくり政策課長 （遠藤秀一君）

それでは、平渡議員のご質問にお答えさせていただきます。

実績につきましては、それぞれ予算化しているところでございますけれども、まず初めに子育ての移住定住につきましては、実績として、予算は600万円に対して2件で、予算額としましては120万円ぐらいで終わったということでございます。

あと、3世代につきましても予算枠を下回った部分、3世代につきましては、申込者につきましては2件でございます。これも予算の内数ということでございます。

それと、あともう一つ、空き家でございますけれども、空き家対策もございますけれども、こちらにつきましては、予算枠につきまして2名の応募があったということで、それぞれ応募があったんですけれども、予算内で収まった分の差額を減額したということでご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議 長 （今野善行君）

平渡 亮君。

4 番 （平渡 亮君）

ありがとうございます。

加えて、申請したんですけれども役場のほうではねたというか、これはちょっと適用外ですっていう経緯もあったのか教えてください。

議 長 （今野善行君）

まちづくり政策課長遠藤秀一君。

まちづくり政策課長 （遠藤秀一君）

今回の件に関しましては、それぞれ募集要件、例えば市街化調整区域だけ、市街化区域以外とか、それから年齢が例えば40歳未満だったり、そういう町で定めている要綱の規定どおり、何件かは、該当にならなかった方は当然いるということでございます。

以上でございます。

議 長 （今野善行君）

平渡 亮君。

4 番 （平渡 亮君）

それでは、しっかり予算つけて、まだ使える幅というか、あると思うので、これから柔軟に、いろいろな意味で施策を変えていく必要があると思いますので、加えてお申しつけさせていただきます。

以上です。

議 長 （今野善行君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 6 「議案第 2 3 号 令和 6 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

議 長 （今野善行君）

日程第16、議案第23号 令和6年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 7 「議案第 2 4 号 令和 6 年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

議 長 （今野善行君）

日程第17、議案第24号 令和6年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18「議案第25号 令和6年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」

議長（今野善行君）

日程第18、議案第25号 令和6年度大和町宮床財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19「議案第26号 令和6年度大和町吉田財産区特別会計補正予算」

議長（今野善行君）

日程第19、議案第26号 令和6年度大和町吉田財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20「議案第27号 令和6年度大和町落合財産区特別会計補正予算」

議長（今野善行君）

日程第20、議案第27号 令和6年度大和町落合財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21「議案第28号 令和6年度大和町奨学事業特別会計補正予算」

議長（今野善行君）

日程第21、議案第28号 令和6年度大和町奨学事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22「議案第29号 令和6年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」

議長（今野善行君）

日程第22、議案第29号 令和6年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 3 「議案第 3 0 号 令和 6 年度大和町吉岡西部地区画整理事業特別会計補正予算」

議 長 （今野善行君）

日程第23、議案第30号 令和6年度大和町吉岡西部地区画整理事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 4 「議案第 3 1 号 令和 6 年度大和町下水道事業会計補正予算」

議 長 （今野善行君）

日程第24、議案第31号 令和6年度大和町下水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25「議案第32号 令和6年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（今野善行君）

日程第25、議案第32号 令和6年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26「議案第33号 令和4～9年度大和町吉岡西部土地区画整理事業造成工事請負契約の変更について」

議長（今野善行君）

日程第26、議案第33号 令和4～9年度大和町吉岡西部土地区画整理事業造成工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩します。再開は午前11時とします。

午前10時46分 休 憩

午前10時59分 再 開

議 長 （今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第27「議案第34号 令和7年度大和町一般会計予算」

日程第28「議案第35号 令和7年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算

日程第29「議案第36号 令和7年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算

日程第30「議案第37号 令和7年度大和町宮床財産区特別会計予算」

日程第31「議案第38号 令和7年度大和町吉田財産区特別会計予算」

日程第32「議案第39号 令和7年度大和町落合財産区特別会計予算」

日程第33「議案第40号 令和7年度大和町奨学事業特別会計予算」

日程第34「議案第41号 令和7年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」

日程第35「議案第42号 令和7年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計予算」

日程第36「議案第43号 令和7年度大和町下水道事業会計予算」

日程第37「議案第44号 令和7年度大和町水道事業会計予算」

議 長 （今野善行君）

日程第27、議案第34号 令和7年度大和町一般会計予算から日程第37、議案第44号 令和7年度大和町水道事業会計予算までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長児玉安弘君。

財政課長 （児玉安弘君）

それでは、よろしくお願いいたします。

令和7年度各種会計予算及び予算に関する説明書をよろしくお願いいたします。

説明書の1ページをお開き願います。

議案第34号 令和7年度大和町一般会計予算でございます。

第1条は歳入歳出予算でありまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ139億9,000万円と定めるものでございます。第2項款項の区分ごとの金額は、第1表に記載してございます。

第2条は債務負担行為を定めておりまして、第2表に事項、期間、限度額を記載しております。

第3条は地方債で、令和7年度に起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第3表により定めております。

第4条は一時借入金でございまして、最高額は10億円と定めるものでございます。

第5条は歳出予算の流用を定めるものでございまして、通常は項間の流用は禁じられているところでございますが、人件費に限り項間の流用を認めるという規定でございます。

それでは、9ページをお願いします。

第2表債務負担行為でございます。こちらは9ページから10ページまで全部で14の事項がございますが、いずれも令和7年度に行う発注・調達行為において、複数年度の契約等を行うことができる事項を定めるものでございます。期間及び限度額につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

11ページをお願いします。

第3表地方債でございます。起債の目的と充当する事業につきましてご説明申し上げます。

公共事業等債は、實垣橋橋梁補修工事に係るもの。緊急自然災害防止対策事業債は、山下大沢線ほか3路線の舗装修繕等工事でございます。緊急浚渫推進事業債は、準用河川湯名沢川の土砂浚渫事業です。一般会計出資債は、水道事業会計への出資債です。公共施設等適正管理推進事業債は、まほろばホール長寿命化改修工事ほかで、合わせて2億7,830万円であります。それぞれの限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

14ページをお願いいたします。

事項別明細書の歳入でございます。

初めに1款町税でございますが、町税につきましては当初予算編成段階での見込額での計上となっております。1款1項町民税1目個人は増額、2目法人につきましては大幅な減を見込んでおります。

2項1目固定資産税につきましては、企業の設備投資や個人住宅の建築の増加などにより、前年度と比較し5億6,500万円強の増額と見込んでおります。

15ページをお願いいたします。

2目国有資産等所在市町村交付金であります。各公共団体が所有する行政執行に用いていない部分につきまして固定資産税率と同じ1.4%での交付がありまして、対象資産ごとに記載をいたしております。

3項軽自動車税であります。1目環境性能割は取得される自動車の環境性能に応じて税率が定められるものです。2目種別割は、軽自動車や原動付自転車などで税率が異なるものでありまして、台数の変動等を考慮しそれぞれ減額を見込んでおります。

4項1目町たばこ税につきましては、6年度の実績見込みから減額を見込んでおります。

16ページでございます。

5項1目入湯税につきましては、前年度より増額を見込んでの計上であります。

6項1目都市計画税につきましては、税率0.2%でありまして、増額を見込んでおります。

なお、この都市計画税と入湯税につきましては、目的税でありますのでその用途を若干ご説明させていただきます。

別冊でお配りしている資料ですが、議案第34号関係資料・一般会計当初予算と記載している横長の資料をお願いいたします。

こちらの資料の1ページをお願いいたします。

目的税、都市計画税、入湯税の用途に関する説明書でございます。

1の都市計画税ですが、表を見ていただきますと都市計画税・歳入は3億2,521万9,000円の計上であります。その下の都市計画事業・歳出は5億6,481万7,000円となりまして、この下の行に記載する5つの事業にそれぞれ充当を予定いたしております。

次に、右側の入湯税でございます。表をご覧ください。入湯税・歳入は20万円の計上で、前年度より増額を見込んでの計上です。入湯税充当事業・歳出につきましては、大和町観光物産協会への補助金の一部に充当を見込むものでございます。

資料の2ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、市町村に交付されます消費税率引上げ分の地方消費税交付金については、社会保障施策に要する経費に充てるものとされております。本町では、県の試算により示された地方消費税交付金社会保障財源化分の4億4,903万3,000円につきまして、項、目、予算科目、経費、特定財源、そして一般財源中の社会保障財源化分の交付金として表してございます。

社会福祉費といたしまして民生費の社会福祉費、児童福祉費に、社会保険は民生費の社会福祉費へ、保健衛生につきましては衛生費の保健衛生費へそれぞれ充当いたしております。

3ページをお願いいたします。

3ページは地方交付税額等の推移、4ページから5ページは地方債償還計画表を、6ページから7ページは基金現在高に関する調書、8ページは科目別・節別調書を準備しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

それでは、再度事項別明細書の16ページをお開き願います。16ページの中ほどでございます。

2款地方譲与税から18ページに進んでいただきまして、18ページの一番上にごきます10款国有提供施設等所在市町村助成交付金までにつきましては、国の総体的な予算編成の見込みや令和6年度の実績見込み、また県の試算に基づきまして計上いたしております。

続きまして、18ページ2つ目の表ですが、11款地方特例交付金です。国の政策による地方税減収の補填として交付されるもので、見込額により計上。

12款地方交付税につきましては、普通交付税は不交付の見込み。特別交付税は前年同額の1億8,000万円を計上しており、震災復興特別交付税は東日本大震災復興特別区域法に基づく課税免除に係る補填分として1億6,000万円を計上いたしております。

13款交通安全対策特別交付金は、区画線や路面標示等の交通安全施設整備に関する交付金で、前年比37万6,000円の減です。

14款1項1目民生費分担金及び2目教育費分担金につきましては、日本スポーツ振興センターに対します保護者負担分を見込んでおります。

2項1目民生費負担金1節につきましては、養護及び特別養護老人ホームへの措置費及び高齢者のi c s c a利用につきまして、カードの紛失等に伴う再発行手数料に係る負担金、同じく2節につきましては、保護者負担部分の利用料を計上いたしております。

19ページをお願いいたします。

15款1項使用料につきましては、1目総務使用料から6目教育使用料までございますが、それぞれの条例・規定による使用料収入を見込んでおります。

20ページをお願いいたします。

2項手数料でございます。こちらも1目総務手数料から4目土木手数料までございますが、過年度の実績等から各種手数料の収入見込額について計上いたしております。

16款1項1目民生費国庫負担金の1節から次のページ5節まで、各種給付金に係る負担金となっております。

21ページをお願いいたします。

教育費国庫負担金につきましては、吉岡小学校改築事業分で、皆減となっております。

2項国庫補助金につきましては、1目総務費国庫補助金1節は個人番号カードの交付事業に対する総務省所管補助金、2節は地方公共団体機構システムの標準化・共通化に要する費用に対します補助金、3節は氏名のふりがな法施行に伴いふりがなを付す事務に係る費用に対する補助金、4節は新しい地方経済生活環境創生交付金で、令和7年度から開始いたします健康ポイントアプリ導入に要する費用に対する補助金。

2目民生費国庫補助金1節は障害者の地域生活支援事業に対します補助金、2節は市立保育園の運営費や保育士処遇改善事業に対します補助金、3節は出産子育て応援事業に対する補助金。

3目衛生費国庫補助金1節はがん検診、特定感染症検査のほか、産前産後サポート、産後ケア事業等に要する補助金。

22ページに入りまして、2節は再生可能エネルギー導入可能性調査に対する補助金。

4目農林水産業費国庫補助金は、防災重点ため池緊急整備事業に係る補助金。

5目土木費国庫補助金は、橋梁修繕のほか、もみじヶ丘幹線4号線ほかに係る補助金。

6目消防費国庫補助金は、耐震改修等に係る補助金であります。

7目教育費国庫補助金は、特別支援教育就学奨励費ですが、昨年度は教育費国庫補助金として吉岡小学校改築に対します補助金が計上されておりましたので、今年度は5億9,288万円ほどの減となっております。

8目特定防衛施設周辺整備調整交付金は、吉岡東1号線、松坂平1号線の道路改修事業ほかの計上でございます。

3項1目総務費委託金から3目土木費委託金は、国からの事務委託に要するものとして計上いたしております。

17款 1 項 1 目総務費県負担金は、移住支援事業に係る負担金です。

23ページをお願いいたします。

2 目民生費県負担金の 1 節から 5 節の各負担金につきましても、国庫負担金と同じ事業でございますが、県の負担割合による計上でございます。

2 項県補助金で、1 目民生費県補助金 1 節は老人クラブ助成費ほかへの補助金。

2 節は、地域生活支援事業のほか 2 つの事業に要する補助金。

3 節は、乳幼児医療費のほか子供の医療費や子育て支援に関する補助金。

4 節は、出産子育て応援事業に対する補助金です。

24ページに入りまして、2 目衛生費県補助金 1 節は、健康増進事業などの保健事業に対します補助金。

3 目農林水産業費県補助金 1 節は、農業委員会交付金、中山間地域等直接支払交付金などの農政推進に対します補助金。

2 節は、林道・橋梁補修実施設計に係る補助金です。

4 目消防費県補助金 1 節及び 2 節は、住宅建築物耐震改修事業、危険ブロック塀除却工事などに対する補助金です。

5 目教育費県補助金は、子どもの心のケアハウス事業費、教育支援体制整備等に対する補助金。

6 目市町村振興総合補助金は、メニュー化されました県補助金ではありますが、25ページ上段まで記載の10の事業に対する補助金を見込んでおります。

7 目みやぎ環境交付金は、有害鳥獣被害対策防止事業、田んぼダム構築事業などに係る交付金です。

3 項委託金につきましては、県からの事務委託に伴いまして計上いたしましたものです。

1 目総務費委託金 1 節は、権限移譲事務交付金など。

2 節は、県民税取扱費です。

3 節は、人口動態調査費。

4 節は、国勢調査ほか 3 つの統計調査に要する費用に対します委託金。

5 節は、令和 7 年度に予定されます参議院議員選挙、宮城県知事選挙の執行に要する費用。

2 目土木費委託金 1 節は、西川樵樋管操作管理に対します委託金。

3 目教育費委託金 1 節は、スクールソーシャルワーカー活用事業。

次の 2 節は、文化財保護に要する委託金であります。

26ページに入りまして、18款 1 項 1 目財産貸付収入 1 節は、町有財産の貸付け収入。

2 目利子及び配当金は、説明欄に記載の基金利子等の計上であります。

2 項 1 目不動産売払収入及び 2 目物品売払収入は、科目設定の計上であります。

19 款寄附金につきましても、1 目から 3 目はそれぞれの費目での科目設定となっております。

27 ページをお願いいたします。

4 目ふるさと寄附金の 1 節ふるさと寄附金につきましては、過去の実績から推計しての計上。

2 節企業版ふるさと寄附金は、令和 7 年度も引き続き実施していくものであります。

20 款 1 項 1 目財産区特別会計繰入金 1 節から 3 節まで、3 つの財産区からの事務費及び事業費の繰入金です。

2 項 1 目財政調整基金繰入金は、財源調整として 14 億 2,700 万 1,000 円の繰入れ。

次の 2 目から 7 目の特定目的基金からの繰入金につきましては、それぞれ令和 7 年度事業執行のため計上いたすものです。

28 ページに入りまして、21 款繰越金は、前年度と同額を措置するもの。

22 款 1 項 1 目延滞金及び 2 目加算金は、科目設定であります。

2 項 1 目町預金利子は、歳計及び歳計外現金利子収入を計上いたしております。

3 項 1 目民生費貸付金元利収入は、東日本大震災に係る災害援護資金償還金及び過年度分償還金を計上いたしております。

2 目商工費貸付金元利収入は、町中小企業振興資金の預託金分です。

4 項 1 目農業費受託集受託事業収入は、農地中間管理機構より管理機構業務に対します受託収入。

2 目教育費受託事業収入は、県スポーツ協会からの自転車競技場管理受託事業収入。

3 目衛生費受託収入は、宮城県後期高齢者医療広域連合からの検診受託収入を計上いたしております。

29 ページをお願いいたします。

雑入につきましては、主なものを申し上げます。

雑入は、前年度との比較で、8,486 万 6,000 円の増となっております。

上の表の説明欄ですが、下から 5 行目に最終処分場周辺地域環境整備事業費が令和 6 年度より増額となり 2 億 353 万 4,000 円を見込んでおりますほか、下から 3 行目は吉岡西部土地区画整理事業に伴います移転補償金 2,176 万 2,000 円で、旧吉田土地改良区事務所、横田資材倉庫等の移転補償費などの計上、その下は仙台三本木線道路改良事業関連補償金 313 万円で、流通平地内にあります公園等の立木補償金を計上いたして

おります。

23款1項町債につきましては、先ほど11ページの第3表の地方債で申し上げました内容と同一でございますので、説明は割愛させていただきます。

歳入は以上でございます。よろしくお願いいたします

議長（今野善行君）

総務課長千葉正義君。

総務課長（千葉正義君）

それでは、31ページをお願いいたします。

ここから歳出を説明させていただきます。

1款1項1目議会費でございます。議会費につきましては議会運営に要するもので、議員、職員の人件費及び議会活動に要する経費を計上いたすものでございます。

前年度との対比では104万円の増額となっておりますが、これはタブレット端末の更新、各種委員会会議録のA I 作成に要するツール利用料及び専用マイク購入、職員の人件費調整による増額に対しまして、昨年度は議員改選に伴う作業着、防寒着、長靴等の購入、費用弁償の見直し、議席等の名札書換えなどの減額に対します差異でございます。

1節は、議員16名分の報酬。

2節は、事務局職員3名分の給与。

3節は、議員16名の期末手当のほか職員の扶養手当等でございます。

4節は、議員及び職員の共済組合負担金でございます。

以降の各科目の2節から4節までにつきましては、一般職・特別職合わせましてフルタイム会計年度任用職員の人件費関係となりますので、説明を省略させていただきますことをご了承願います。

7節は、議会だより発行に伴います寄稿者へのお礼、議員研修会の講師及び議会報告会時の子育てサポーターへの謝礼。

8節は、定例会議及び随時会議、各種委員会、研修会等の費用弁償及び各常任委員会の行政視察研修等の旅費でございます。

9節は、議長交際費でございまして、前年度と同額を計上いたしております。

10節は、コピー料金及び追録代などの事務消耗品。燃料費は、議会専用車のガソリン代。食糧費は、視察対応及び議会報告会などのお茶代、議会コンサート出演者のお

昼代。印刷製本費は、年間4回の発行を予定しております議会だよりの印刷費。修繕料は、議会専用車の小破修繕でございます。

11節は、議席だよりの配付及び事務連絡等の郵送代、議会専用車の任意保険料。

12節は、会議録作成業務、議場放送システム定期点検保守業務、議場コンサートの際の楽器輸送業務などの委託料でございます。

32ページをお願いいたします。

13節は、議会放送設備システム及びタブレット端末25台分のリース料、県外行政視察の際の移送業務、議員研修会時のバス等の借上料、有料道路の通行料、文書共有システム利用料、A I 会議録作成ツール利用料。

17節は、A I 会議録作成に伴います専用マイクの購入。

18節は、全国市議会議長会、基地協議会、町村議会議長会ほか4協議会等への負担金となり、政務活動費につきましては月額1万円の16人分といたしまして192万円を計上いたしております。

続きまして、2款総務費1項1目一般管理費でございます。一般管理のほか人事管理、職員厚生、公用車・公用自動車運行、職員研修、黒川地域行政事務組合、行政区、総合教育会議に要する経費等を計上いたしております。

1節は特別職給料等審議会委員10人、産業医1人、総合案内のパートタイム会計年度任用職員の報酬となっております。

33ページをお願いいたします。

7節につきましては、区長62人の報奨金、顧問弁護士料、職員研修講師謝礼、退任区長に対します記念品等の経費を計上いたしております。

8節は、総合案内のうち総合案内の会計年度任用職員の通勤手当、特別職給料等審議会、産業医、総合教育会議委員の費用弁償、そして町長、副町長の出張業務、職員研修への派遣時の旅費、区長会研修の際の随行旅費を計上いたしております。

34ページをお願いいたします。

9節は、町長交際費でございまして、前年と同額を計上いたしております。

10節は、事務用消耗品、コピー代、新聞購読料、参考図書等の購入、追録代、区長会議のお茶代、公用車の燃料、人事管理帳簿類の印刷、そして町長車の整備代でございます。

11節は、携帯電話通話料、職員のボランティア保険、衛生管理者申請手数料、公用車の損害保険料、自賠責保険料、区長、交通安全指導隊、公民館分館長の災害補償保険料、安全運転管理者講習受講等に要する経費を計上いたしております。

12節は、職員の人間ドック等の各種健康診断業務、ストレスチェック、区長配達業務、県公平委員会事務委託、町主催の職場内研修に係ります費用のほか、職員採用に当たり町単独で試験を実施する費用としてテストセンター方式も取り入れることなどの委託費でございます。

13節は、緊急時のタクシー借上料、有料道路通行料、駐車場使用料、官報情報検索サービス利用等を計上いたしております。

17節は、平成24年5月登録の町長車の更新のため債務負担行為を設定していましたが、納車が可能となりましたので、その購入に要する費用を計上いたしております。

18節は、黒川地域行政事務組合の管理運営費のほか、宮城黒川地方町村会、県地方税滞納整理機構、市町村職員研修所への研修費、県市町村職員自治研修センター、黒川地区安全運転管理者会等の負担金、そして区長会への補助金及び新たな事業、行政区運営事業費補助880万9,000円を計上しております。

次に、文書広報費でございます。広報広聴、文書管理、情報公開等のほか、ホームページの運用に要する経費の計上でございます。

35ページをお願いいたします。

1節は、情報公開審査会、個人情報保護審査会の委員それぞれ5名分の報酬でございます。

3節は、ふるさとCM作成に携わる職員の時間外勤務手当でございます。

7節は、広報編集委員会の研修講師、広報記事作成の謝礼及び広報モニターに対する記念品等の経費でございます。

8節は、情報公開審査会等開催に伴います委員の費用弁償、広報セミナーに参加する旅費となっております。

10節は、コピー代のほか一般事務消耗品、大型プリンターのインク代、懇談会開催の際のお茶代、広報たいわの印刷製本費、例規集の加除代、シンボルタワーの電気料金、小破修繕等を計上しているもので、令和6年度に作成する町政要覧の費用500万円が減となっております。

11節は、一般郵便物の後納料として1,350万円。昨年10月に改定となった郵便料金によりまして190万円の増額で見込んでおります。そのほかファクシミリ通話料金、シンボルタワー建物災害共済掛金等でございます。

12節は、シンボルタワー敷地の除草業務、例規集のデータ更新、ホームページ運用業務に係ります経費のほか、DXを進める上でデジタル化を阻害する例規上のアナログ手続規制の点検、見直しに係る業務の委託料でございます。

13節は、印刷機、大型プリンター、例規システムの借上料、会議録等の作成に活用する文字起こしシステムの利用料、出張時の駐車料金、ホームサービスの利用料のほか、4月から導入いたしますテレビ回覧板のシステム利用料等でございます。このテレビ回覧板は、テレビのデータ放送を活用し、住民へ町からのイベント、災害時等の情報を発信できるものでございます。

17節は、広報用の動画作成時のスタビライザーを購入する経費を計上いたしております。

18節は、日本広報協会、広報セミナー参加の負担金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

財政課長児玉安弘君。

財政課長 （児玉安弘君）

続きまして、3目財政管理費でございます。

7節は、入札監視委員会開催時の委員謝礼。

10節は、消耗品費は、参考図書の購入費用など。食糧費は、入札監視委員会時のお茶代。印刷製本費は、予算書及び決算書の際の成果に関する説明書の印刷費です。

36ページをお願いいたします。

12節は、統一的な基準による財務書類作成支援及び公会計システム保守業務料を計上いたしております。

13節は、入札に関する情報収集に要しますシステム利用料ほか。

17節は、各課共有で使用する携帯電話の購入5台分を計上いたしております。

18節は、地方財務協会への負担金。

24節は、地方自治法241条の規定によります所管基金への利子の積立てを計上いたしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

会計管理者兼会計課長菊地康弘君。

会計管理者兼会計課長 （菊地康弘君）

続きまして、4目会計管理費でございます。会計一般管理に要する経費を計上いたしております。

10節消耗品費は、コピー料金、参考図書、伝票用紙等であります。印刷製本費は、決算書・封筒などの印刷費であります。

11節手数料は、公共料金自動引き落とし手数料、公金取扱手数料、両替手数料、割賦総括手数料及び振込手数料等を計上しております。

12節は、会計課及び杜の丘出張所で収納した交付金及び納付書等を、指定金融機関まで警備輸送いたします業務経費を計上しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

財政課長児玉安弘君。

財政課長（児玉安弘君）

続きまして、5目財産管理費でございます。こちらは、説明欄に記載のあります4施設のほか、公用車等に関する維持管理費用等を計上いたしております。

7節は、吉田コミュニティセンターに隣接いたします公園等の清掃及び鶴巣防災センターの夜間巡視員の報償金です。

10節は、公用車並びに庁舎及び各施設管理の消耗品。燃料費は、共用自動車、施設暖房等に要します燃料代。印刷製本費は、施設使用許可申請書の印刷費。光熱水費は、庁舎等の電気料並びに上下水道料金の計上。修繕料は、庁舎等の小破修繕や共用自動車の整備費用などを計上いたしております。

11節通信運搬費は、各施設の電話料。手数料は、町有地払下等の際の不動産鑑定料、小型除雪機点検整備手数料などです。火災保険料は、各施設の共済掛金。自動車損害保険料につきましては、共用自動車の自賠責保険及び自動車保険。保険料は、各施設の施設賠償責任保険料。森林災害保険料は、5年ごとの更新で町有林に係る保険料の計上であります。

37ページをお願いいたします。

12節は、庁舎の警備、清掃やマイクロバス運行业務のほか、各コミュニティセンターの窓口業務、設備保守点検業務等であります。また、庁舎空調設備の改修のための調査設計業務のほか、町内公共施設等の大規模改修に合わせ、再生可能エネルギーの導入可能性調査に要する費用を計上いたしております。

13節は、土地使用料といたしまして、吉岡コミュニティセンターの通路敷地等の借り上げについて計上いたしております。機械借上料は、A E Dや庁舎L E D照明の借上料のほか、役場庁舎電話交換機設備をリースにより更新するための費用。車借上料は、公用自動車のリース代。テレビ聴取料は、各施設のNHK受信料。駐車場使用料は、出張時等の駐車料金。施設使用料は、鶴巣防災センターのテレビ共同受信費用を計上いたしております。

14節は、役場庁舎前の障害者等駐車場スペースに屋根を設置し利便性の向上を図りますほか、併せまして太陽光発電設備を設置し、庁舎周辺の屋外照明等に利用したく計上いたしております。

15節は、融雪剤の購入です。

17節庁用器具費は、職員増加分対応等の備品等の計上。機械器具費は、公用車3台のリースが満了するため1台減らして2台購入に切り替えるための費用を計上いたしております。

18節は、講習受講料、防火管理協議会への負担金です。補助金は、赤線、青線を地区の方々が修繕する際に1地区当たり上限50万円で側溝などの資材を提供するものです。

24節は、基金利子です。

26節は、既存の公用車及び車両購入の際の自動車重量税等であります。

27節は、土地開発基金の繰出金で、科目設定のためのものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 （今野善行君）

まちづくり政策課長遠藤秀一君。

まちづくり政策課長 （遠藤秀一君）

続きまして、6目企画費でございます。企画費につきましては、企画調整全般に係るもののほか、吉岡中心市街地であります中町地区の活性化整備のための経費、武道館等の調査委託、テレビ難視聴地区の共同受信施設等、防衛施設周辺整備対策、町民バス・デマンドタクシーの運行事業、総合計画及び国土利用計画改定・策定経費、移住定住促進事業、ふるさと寄附事業、地域おこし協力隊のほか一般社団法人自治総合センターの一般コミュニティー助成事業等に要します経費でございます。

なお、地域協力隊員の募集につきましては、令和6年度は会計年度任用職員として

2名分を計上しておりましたが、採用には至りませんでしたことから、協力隊の弾力的な活動を行っていただくため、7年度はフリーミッション型で募集を行うものとしまして、地域づくり関係人口の増加等のテーマでの委嘱型で募集を行うものでございます。

また、令和7年度の米軍実弾射撃移転訓練につきましては、第4四半期の、令和9年の1月から3月に実施予定とされておりますが、その詳細についてはまだ公表されておりませんので、分かり次第議員の皆様にご報告させていただきます。今回の当初予算には、それらに係る関連予算も計上しておりますのでよろしく願いいたします。

それでは、1節につきましては、総合計画審議会委員12名分の報酬で、3回の会議開催を見込んでおります。

38ページをお願いいたします。

3節は、総合計画及び米軍移転射撃訓練等の業務に関します時間外手当でございます。

7節につきましては、指定管理者選考に係る外部委員、地域公共交通会議委員、総合計画及びまちづくり等に関し広くご意見を伺うため開催いたしますまちづくりワークショップ等に参加された方々への謝金。令和6年度ふるさと寄附金に対します返礼品としまして2,800万円。委嘱型の地域おこし協力隊への報償金320万円を含むものでございます。

8節につきましては、総合計画審議会委員の費用弁償、まちづくり政策等に係ります先進地視察及び宮城移住フェア参加旅費に要します費用でございます。

10節の消耗品費は、事務用品代のほか町民バス2台分のタイヤ代。燃料費は、米軍の訓練、パトロール等に要します公用車ガソリン代。食糧費は、総合計画等の会議等のお茶代。印刷製本費は、町民バス・デマンドタクシーの時刻表及び共通券の印刷及び移住定住ガイドブックの費用。光熱水費は、共同アンテナ受信施設の電気料。修繕料は、町民バス、テレビ共同アンテナ等受信に係る修繕の費用でございます。

11節通信運搬費は、各種会議の郵送料、ふるさと寄附オンラインワンストップ導入費用及び返礼品配送料。広告料は、ふるさと寄附ポータルサイト広告費用。手数料は、ふるさと寄附のクレジットカード決済費用や町民バス車検時の申請手数料。火災保険料は、テレビ共同受信施設に。自動車損害保険料は、町民バスに要するものでございます。

12節は、光ファイバー網の保守点検業務。

次に、武道館を、地方創生交付金を活用して再生計画等を策定するための業務委託

費用、令和6年度に先行取得いたしました吉岡上町40番地周辺の整備のための基本計画策定業務費用、町民バス・デマンドタクシーの運行費用、総合計画等改定に係る業務委託費用、ふるさと寄附委託に要します費用でございます。

13節車借上料は、先進地視察の際のレンタカー代、町民バス運行の際の緊急対応費用等でございます。有料道路通行料は、高速道路利用料。駐車場使用料は、駐車場使用料。電柱使用料は、光ファイバー網の電柱共架料。システム使用料は、デマンドタクシーの運行管理費用。施設使用料は、光ファイバーの地下経路等の共同収納施設使用に要します経費でございます。

14節は、テレビ共同受信施設の電柱の移転に要します費用を見込んでおるものでございます。

18節負担金といたしまして、仙台都市圏広域行政推進協議会を含め、12団体への負担金でございます。

39ページをお願いいたします。

補助金につきましては、まちづくり活動推進会、ふるさと産品開発協議会、高等学校通学費助成事業費のほか、一般財団法人自治総合センターの宝くじの社会貢献広報事業であります一般コミュニティー助成事業としていたしまして3行政区への補助。次に、子育て世帯等移住定住応援事業への補助及び宮城県移住支援事業。空き家等の活用事業といたしまして、空き家バンクに登録した空き家の家財片づけ等の補助。子育て支援住宅入居時の奨励金及び応援奨励金のほか、新規事業といたしましては、町内在住の40歳未満の勤労者の若者を対象とした奨学金返済事業。地域おこし協力隊の活動を支援するための活動費補助でございます。

24節につきましては、ふるさと寄附金の収入を1億円と計上しておりまして、経費を差し引きました3,934万円と利子分を含めふるさと応援基金の積立金に、防衛施設周辺調整交付金基金積立金には利子分の積立てを行うものでございます。

26節につきましては、町民バス2台分の自動車重量税でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

総務課長千葉正義君。

総務課長 （千葉正義君）

続きまして、7目電子計算費でございます。電子計算費につきましては、電算機器

及び各種システムの管理運営に要する経費を計上いたしております。令和7年度末までに、自治体情報システム標準化・共通化への対応のため、令和6年度と比較し1億1,755万円の増となっております。

それでは、10節は、電算関係の用紙類、プリンタートナー、データカートリッジ等の消耗品に要する費用でございます。

11節は、インターネット接続回線使用料、ホームページ回線使用料、本庁舎と出先機関との回線使用料のほか、住民基本台帳や税情報などを管理する基幹システムクラウド化による回線利用料でございます。

12節は、自治体情報システム標準化・共通化への対応業務として8,612万5,000円のほか、標準化・共通化の機器設置業務、中間サーバー移行業務、クラウド環境整備の業務委託等で9,084万円の増、設備・備品管理では電算処理運営に伴うハードウェアの統合保守、各種電算システム運用に伴うソフトウェアの保守、自治体情報システム強靱化向上対策システム等の運用保守等の委託でございます。

13節は、財務会計・人事給与システムなどの内部情報処理と、住民基本台帳システムなどの基幹系システムと、そのクラウド化に係ります機器類の借上料及び利用料でございます。

17節は、PDF編集のためのソフトウェアライセンス50台分の購入費用でございます。

40ページをお願いいたします。

18節は、県高度情報化推進協議会負担金、市町村電子申請システム共同利用負担金、自治体情報セキュリティクラウドの共同利用に係る負担金と特定個人情報関連事務委任交付金のほか、補正予算でもご説明いたしました地域活性化起業人事業を活用した民間からの人材派遣に係ります負担金として年間590万円を計上いたしております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 （吉川裕幸君）

続きまして、8目出張所費でございます。杜の丘出張所運営管理費でございます。

8節は、職員旅費。

10節は、コピー代、事務用品代等でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

暫時休憩します。再開は午後1時からとします。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

議長（今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどのまちづくり政策課の説明の中で、説明内容の訂正がありますのでお願いします。

まちづくり政策課長（遠藤秀一君）

予算に関する説明書37ページ、2款1項6目の防衛施設周辺対策費の説明の中で、令和7年度の米軍実弾射撃移転訓練が、第4四半期で令和9年の1月から3月の間ということで申し上げましたけれども、正しくは令和8年の1月から3月の誤りということで訂正をいたしまして、おわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。

議長（今野善行君）

総務課危機対策室長甚野敬司君。

総務課危機対策室長（甚野敬司君）

それでは、午前中に引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

予算説明書の40ページをお開きください。

それでは、2款1項9目交通対策費につきましては、交通安全対策事業に要する経費でございます。

7節は、交通安全指導員24名分の報償金。

8節は、交通安全指導員の出動手当を、実績見合いで延べ1,000回分を計上しております。

10節は、春と秋の交通安全運動の啓発用品、リーフレット、交通安全指導員の装備品、新入生用黄色い帽子購入、交通安全啓発用看板購入等に要する経費、交通安全広報車2台分の燃料費、車検整備等に要する修繕料でございます。

11節は、交通安全指導員に係るクリーニング費用及び交通災害保険料及び交通安全広報車の保険料などでございます。

18節は、町交通安全推進協議会及び黒川地区交通安全推進連絡協議会への負担金、黒川地区交通安全協会町内7支部への活動助成金でございます。

26節は、広報安全広報車2台分の自動車重量税でございます。

次に、10目無線放送施設管理費につきましては、町内に設置しております防災無線機器の管理運営に要する経費でございます。

10節は、防災無線子局及び再送信局の電気料及び無線機等の修繕代。

11節は、黒川消防本部等の専用回線使用料、防災無線聞き逃しサービスの電話回線使用料、防災無線子局等の火災保険料、防災無線同報移動系固定局の定期検査及び再免許申請の手数料。

41ページをお願いします。

12節は、防災無線放送設備同報系及び移動系の免許申請及び年間保守点検業務委託料、防災行政無線再送信局除草に係る費用。

13節は長者館山再送信局管理用通路の土地借上料。

18節は電波利用料でございます。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

総務課長千葉正義君。

総務課長 （千葉正義君）

続きまして、11目女性行政推進事業費でございます。男女共同参画推進プランに基づきます事業推進の費用でございます。

1節及び8節は、男女共同参画推進審議会委員10人分の報酬費用弁償。

7節は、研修会開催時の講師謝礼として。

10節は、事務消耗品、会議におけるお茶代等でございます。

次に、12目消費者行政推進事業費につきましては、消費生活相談員を配置いたして相談窓口の開設及び消費生活講座などの啓発に要する経費でございます。

1 節及び 8 節は、パートタイム会計年度任用職員であります消費生活相談員 1 名分の報酬、通勤手当、そして専門研修の際の費用弁償でございます。

7 節は、消費生活講座の際の講師謝礼。

10 節は、啓発用品の購入、リーフレットの作成、講座の中で、見学先へのお土産代の経費でございます。

12 節は、消費生活相談処理のパソコンの通信費でございます。

18 節は、県市町村消費生活相談員連絡協議会への負担金でございます。

続きまして、13 目諸費につきましては、総務課所管分予算について説明をいたします。総務課の所管といたしましては、人権相談・行政相談等の一般管理費、町政功労者の表彰等と結婚支援事業費に要する経費 1,070 万 8,000 円でございます。

42 ページをお願いいたします。

1 節及び 8 節のうち 9,000 円は、表彰審査委員会開催時の表彰審査委員会委員 6 人分の報酬、費用弁償でございます。

7 節は、結婚支援者養成セミナーの講師謝礼。婚活イベントを通じて成婚されたカップルに対する記念品、仲人による成婚報酬、人権作文コンクール参加賞、町政功労者、感謝の言葉の受賞者に対します記念品代のほか、町制施行 70 周年記念式典で講演をしていただく方への謝礼金 100 万円を計上いたしております。

10 節 1,554 万 3,000 円のうち、総務課所管分は 90 万 3,000 円でございます。人権啓発用品・社会を明るくする運動啓発用品や、表彰式・婚活イベントでの消耗品、表彰式次第、人権社明運動周知用パンフレット等の印刷代でございます。

11 節 292 万 5,000 円のうち 291 万 6,000 円が総務課所管分で、表彰式の案内、婚活イベント開催案内のはがき代、全国町村総合賠償補償責任保険料でございます。

12 節のうち 346 万円が総務課所管分で、無料法律相談業務と婚活イベント企画運営業務の委託費でございます。

13 節は、9,000 円が総務課所管分で、結婚支援関係視察時の有料道路、駐車場の使用料でございます。

18 節のうち県山岳遭難防止対策協議会大和支部から黒川地区更生保護協会まで、そして黒川地区後継者対策推進協議会及びみやぎ青年婚活サポートセンターまでの 7 団体への負担金でございます。

総務課所管分は以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （今野善行君）

財政課長児玉安弘君。

財政課長（児玉安弘君）

続きまして、財政課所管分をご説明申し上げます。財政課分は、財産区地域振興費、コミュニティ施設費でございます。

42ページの13節をご覧ください。

説明欄の一番上に土地借上料がございます。こちらは宮床地区駐車場用地の借上料でございます。

次に、18節でございます。43ページの説明欄に補助金がございます。七ツ森観光協会から、下から6行目の落合児童館すみれ母親クラブまでが、3つの財産区からの繰入れを受けまして、地域振興に資する補助金として交付するものでございます。次に、下から5行目の宮床区集会施設修繕等事業費につきましては宮床財産区から繰入れを受けて中野地区ほか5地区で行います集会施設等修繕補助金、その次の行、区集会施設建設事業費につきましては、町内各地区の集会施設改修等への補助でございます。令和7年度は吉田峰地区、宮床新小路地区、もみじヶ丘二丁目地区の修繕等に対します補助金、さらには吉岡柴崎地区で予定しております新築事業に対する補助金、合わせまして4地区分の計上でございます。

財政課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長（吉川裕幸君）

42ページをお願いいたします。

次に、町民生活課所管分でございます。

自衛官募集事務費及び空き家等対策事業費でございます。

1節は、空家対策協議会委員報酬でございます。

8節は、空家対策協議会委員費用弁償及び自衛官募集事務担当者研修会旅費でございます。

10節及び11節は、事務用品等の消耗品代、会議用お茶代、郵便料でございます。

13節は、空家等対策管理システム利用料でございます。

43ページでございます。

18節は、自衛隊家族会への補助金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

42ページをお願いいたします。

諸費のうち、防犯対策費に係ります都市建設課所管分の防犯灯の維持管理及び設置に係ります費用についてご説明を申し上げます。

10節でございます。光熱水費及び修繕料につきましては、防犯灯数2,639灯分の費用に用しますものでございまして、修繕料については、令和4年度から実施しております電力消費量の高い既設灯具をLED灯具に交換する費用についても計上しておりますものでございます。

14節は、新たに既設電柱へ添架します防犯灯24基及び電柱がない場合に設置をします独立柱の防犯灯5基の設置を見込んでおります費用をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

総務課危機対策室長甚野敬司君。

総務課危機対策室長 （甚野敬司君）

それでは、危機対策室分の防犯関係に関わる経費を説明申し上げます。

10節需用費であります。光熱水費として防犯啓発用品、町内に設置しております、これまで設置しました防犯カメラ24台分の電気料金でございます。

12節につきましては、防犯カメラ保守点検業務の委託費。

14節工事費でございますが、町内の通学路に計画しております防犯カメラの設置工事費、更新を含みます。

それから、43ページをお願いします。

18節の補助金でございますが、最下段、2つ、町防犯協会、特殊詐欺対策電話機等購入費でございますが、町防犯協会への補助金、特殊詐欺対策電話機等購入補助金でございます。

19節は、犯罪被害者等支援事業費として、遺族支援金、障害支援金、死体検案費用支援金でございます。

以上でございます。

議長（今野善行君）

税務課長村田充穂君。

税務課長（村田充穂君）

2項1目税務総務費につきましてでございます。

税務事務の管理及び諸証明交付事務等に要する費用を計上しております。

1節と、44ページをお願いいたします。8節は、固定資産評価審査委員会委員3名分の報酬及び費用弁償でございます。

10節は、固定資産評価審査委員研修時の資料代、税務事務に必要な参考図書代、コピー代、事務用品代、固定資産評価審査委員会における茶菓代、税務証明書用紙の印刷費用でございます。

11節は、コンビニエンスストアで税証明を交付する際に要する取扱い手数料でございます。

18節は、仙台北税務署管内地区税務協議会、財団法人資産評価システム研究センター及び宮城県軽自動車等運営協議会への負担金、大和町納税貯蓄組合連合会及び宮城たばこ販売協同組合女性部黒川支部への補助金でございます。

次に、2目賦課徴収費でございます。賦課徴収費は、住民税、固定資産税、軽自動車税等の賦課徴収に係る経費及び管理徴収業務等に要する費用を計上しております。

7節は、納税推進ポスター応募者への記念品代、納税貯蓄組合長感謝状記念品代、差押動産査定謝礼、納税貯蓄組合67組合に対する完納報奨金でございます。

10節は、賦課徴収に係る事務消耗品代、公用車の年燃料費、住民税、固定資産税、軽自動車税等の納税通知書並びに徴収事務に係る督促状、催告書発送用封筒代の印刷代、公用車整備に要する費用でございます。

11節は、固定資産現地調査用タブレット通信料及び還付通知用のはがき代、口座振替、コンビニエンスストア、スマートフォン、クレジット納付に係る事務取扱手数料、滞納者の財産調査となる預貯金照会手数料、軽自動車の賦課資料情報提供手数料、土地家屋の登記事項証明書等の発行手数料として。45ページをお願いいたします。公用車の任意共済保険料及び自賠責保険料でございます。

12節は、各税目の納税通知書等発送の際の封入封緘の業務委託、軽自動車2輪の手續の電子化に伴うシステム改修費用、確定申告支援システムの改修費、令和9年度評価替えに向けました標準宅地の不動産鑑定業務及び固定資産評価支援業務、土地評価標準値下落修正業務及び滞納管理システム保守に要する費用でございます。

13節は、確定申告支援システム、固定資産管理システム、家屋評価システム、滞納管理システムの借上料、公用車の高速道路の通行料、職員の出張時の公用車駐車場並びに差押え車両保管場所の使用料でございます。その他電子申告や国税連携等、ASPサービス使用料及び確定申告支援システム利用料でございます。

18節負担金は、地方税共同機構へのシステム事業費負担金及び共通納税に係る収納手数料負担金でございます。

22節は、住民税、法人税、固定資産税等の過年度分の課税更正等に生じた還付金及び還付加算金に係る費用でございます。

26節は、公用車2台分の車検の際の自動車重量税でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長（吉川裕幸君）

続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費は、窓口での各種手續、証明書発行、コンビニ交付、マイナンバーカード交付事務等に要する経費でございます。前年度対比で約3,400万円の増となっており、戸籍システム標準化等に係ります委託料の増が主な要因でございます。

1節は、パートタイム会計年度任用職員に係ります報酬。

46ページをお願いいたします。

8節は、コンビニ交付システム確認試験に係る職員旅費及びパートタイム会計年度任用職員に係る通勤手当。

10節は、参考図書代、コピー代、事務用品等の消耗品費、各種証明書、申請書等の印刷代等でございます。

11節は、氏名の振り仮名法制化に伴います通知郵送料、マイナンバーカード交付通知郵送料、申請時来庁方式に係りますカード交付郵送料、コンビニ交付手数料、基幹システム標準化に伴い必要となります自治体基盤クラウドシステム、コンビニ交付証

明発行機の利用料等でございます。

12節は、戸籍システム標準化に係ります準拠システム対応業務及び対応クラウド移行業務、氏名の振り仮名法制化に伴う通知書印刷業務、戸籍システム国籍地域対応業務、ガバメントクラウド戸籍システム保守運用業務のほか、戸籍総合システム保守料、戸籍証明書及び住民票等コンビニ交付システム保守料等でございます。

13節は、戸籍総合システム、ガバメントクラウド戸籍システム、マイナンバーカードプリンター等借上料、住民票等コンビニ交付ファイアウォール機器保守システム利用料等でございます。

18節は、コンビニ交付に係ります運営負担金等でございます。

22節は、外国人登録事務に係る委託費精算返還金としての科目設定でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

総務課長千葉正義君。

総務課長（千葉正義君）

次に、4項選挙費1目選挙管理委員会費でございます。

1節及び8節につきましては、選挙管理委員4人分の報酬、費用弁償でございます。

10節は、参考図書事務等の消耗品の購入代、選挙管理委員会用封筒印刷代。

12節は、投票管理システムの保守業務の委託料でございます。

47ページをお願いいたします。

2目選挙啓発費でございます。7節は明るい選挙啓発ポスターコンクールの記念品代。

8節は、明るい選挙推進大会等に参加する際の費用弁償。

13節は、研修会参加の際の駐車場使用料でございます。

次に、3目参議院議員選挙執行費でございます。今回の選挙は、令和7年7月28日に任期満了となります参議院議員の通常選挙に要する経費を計上いたすものでございます。

1節及び8節につきましては、選挙管理委員、投開票管理者、立会人等の報酬費用弁償及び投票事務補助としてのパートタイム会計年度任用職員の報酬及び通勤手当でございます。

3節は、投開票事務に従事する職員の時間外勤務手当等でございます。

7 節は、選挙公報の配付とポスター掲示場を市有地に設置した際の敷地借用の謝礼でございます。

10 節は選挙事務に要する消耗品、投票管理者、立会人、事務従事者の夕食代、投票所の入場券、啓発チラシの印刷代等として。

11 節は、投票所入場券等の郵送料、投票用紙計算機点検手数料等でございます。

12 節は、ポスター掲示場の設置撤去業務、期日前・当日投票システムの保守、投票用紙分類機運用保守業務、開票所で使用するハイテーブルの設置、投票所シート設置撤去業務及び選挙公報の配付等の委託料でございます。

13 節は、投票会場及び個人演説会場の借上料、投票箱送致用タクシー借上料でございます。

続きまして、4 目県知事選挙執行費でございます。今回の知事選挙は、令和 7 年 11 月 20 日に任期満了となります宮城県知事の改選の経費でございます。

1 節及び 48 ページの 8 節につきましては、選挙管理委員、投開票管理者、立会人の報酬、費用弁償でございます。

3 節は、投開票事務に従事する職員の時間外勤務手当等でございます。

7 節は、選挙公報の配付とポスター掲示板を市有地に設置した際の敷地借用の謝礼。

48 ページになりますが、10 節は、選挙事務に要する消耗品、投票管理者、立会人、事務従事者の夕食代、投票所入場券、啓発チラシの印刷代等として。

11 節は、投票所入場券等の郵送料、投票用紙、計算機点検手数料等でございます。

12 節は、ポスター掲示板の設置撤去業務、期日前・当日投票システムの保守、投票用紙分類機運用保守、開票所で使用するハイテーブル設置、投票所シート設置撤去業務、そして選挙公報の配付等の委託料でございます。

13 節は、投票会場借上料、投票箱送致用タクシー借上料でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（今野善行君）

まちづくり政策課長遠藤秀一君。

まちづくり政策課長（遠藤秀一君）

続きまして、5 項 1 目統計調査費でございます。令和 7 年 10 月 1 日を調査基準日として行われます、5 年に 1 度の国勢調査等に要します費用を計上するものでございます。

初めに、1 節につきましては、国勢調査に係ります指導員及び調査員136名分の報酬でございます。

8 節は、国勢調査の調査員等の費用弁償でございます。

10節は、国勢調査等の事務用品、会議等でのお茶代でございます。

11節は、事務連絡及び調査時等の電話料、郵送料でございます。

12節は、老人ホーム等の施設の国勢調査をその施設に委託する費用でございます。

18節につきましては、県統計調査協会への負担金、49ページをお願いいたします。

補助金は町統計調査員協議会への補助金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

総務課長千葉正義君。

総務課長 （千葉正義君）

続きまして、2 款 6 項 1 目監査委員費でございます。監査委員費につきましては、監査委員 2 名、職員 1 名の人件費及び毎月実施いたします例月出納検査、年 3 回の随時監査、年 1 回の定期監査、そして 1 か月に及びます決算審査、財政援助団体等への監査を予定しており、それらの監査等に要する経費を計上いたしております。

1 節及び 8 節は監査委員 2 名分の報酬、各種監査及び研修等に要します費用弁償などの旅費。

10節は、参考図書の購入代、コピー料金、研修テキスト代などの事務用消耗品、監査及び審査時のお茶代。

13節は、監査及び研修会時における駐車場使用料。

そして、18節は、県及び宮城黒川地方町村監査委員協議会への負担金、全国町村監査委員研修会の参加負担金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

福祉課長早坂 基君。

福祉課長 （早坂 基君）

続きまして、3 款民生費でございます。

1 項 1 目社会福祉総務費につきましては、社会福祉協議会及びボランティアセンターへの運営補助、日赤宮城県支部事業及び民生委員児童委員協議会への助成、生活保護の事務費、国民健康保険事業勘定特別会計の繰り出し等の経費でございます。

50ページをお願いいたします。

1 節は、民生委員推薦会委員 6 名分の報酬でございます。

7 節は、令和 7 年度民生委員改正に伴います民生委員推薦準備会委員及び地域福祉推進事業研修会の講師謝礼等に要します費用でございます。

8 節は、民生委員推薦会、推薦準備会委員への費用弁償及び地域福祉推進事業研修会の講師への旅費でございます。

10 節は、事務用品に係る消耗品のほか、公用車はくあい号の燃料費、各種会議開催時のお茶代、はくあい号の車検整備代等に要します費用でございます。

11 節は、電話料等の通信運搬費、行旅死亡人に係ります官報掲載料の広告料、死体検案書料金としての手数料、はくあい号の車検手数料、自動車損害保険料でございます。

12 節は、行旅死亡人に係ります火葬、埋葬に係る委託料でございます。こちらは例年 1 名分の予算措置でございましたが、3 名分対応できるよう、令和 7 年度から改めるものでございます。

18 節は、大和町社会福祉協議会ボランティアセンター、民生委員協議会、遺族会運営事業への補助金でございます。

19 節は、火災等の災害一時扶助及び浮浪者への一時扶助に要する費用でございます。

24 節は、長寿社会対策基金の利子積立金でございます。

51ページをお願いいたします。

26 節は、公用車はくあい号の重量税でございます。

27 節につきましては、町民生活課所管となりますが、国民健康保険事業勘定特別会計への法定ルール内での繰出金でございます。

続きまして、2 目老人福祉費につきましては、生き生きサロン事業などの地域福祉活性化事業やシルバー人材センターの支援、おむつ助成などの在宅老人対策事業としての高齢者生活支援、老人クラブへの支援、敬老事業、老人保護措置費、高齢者外出支援事業、保健事業と介護予防事業を一体的に実施する事業などに要する費用でございます。

7 節は、高齢者の保健及び介護の一体的事業に係ります、訪問対応する栄養管理士の謝礼等に要します費用でございます。

10節は、事務用品等のほか敬老会説明会会議時のお茶代、介護用品助成券、敬老事業用封筒、高齢者タクシー助成券等の印刷製本費に要します費用でございます。

11節は、介護用品購入助成券、敬老祝い金支給通知、高齢者タクシー券などの郵送料、敬老祝い金振込手数料、i c s c a 乗車証発行手数料でございます。

12節は、高齢者生活支援事業といたしまして、寝具洗濯乾燥消毒サービス及び軽度生活援助事業、高齢者の保健及び介護予防の一体的事業に係りますフレイル検診及びフォロー講座に要します委託費用でございます。

17節は、令和7年度新規事業となりますが、軟骨伝導イヤホンを2台購入いたしまして、窓口への設置をはじめ各種事業、介護予防調査等に使用できるよう、高齢者へより親切な対応ができるよう改めるため購入をするものでございます。

18節は、負担金といたしまして、宮城県シルバー人材センター連合会賛助会費、黒川地域行政事務組合への老人ホーム入所判定委員会の運営負担金、仙台市交通局へのi c s c a 利用負担金でございます。補助金といたしましては、令和7年度の改革事業といたしまして、となりぐみ活き生きサロン、敬老事業を地域福祉活性化事業として補助金の一元化を図ったほか、大和町シルバー人材センターの活動支援補助では、さらなる高齢者福祉事業の充実を図るために1名の職員増と、職員の処遇改善を実施いたしまして組織の機能強化を図るため見直すほか、社会福祉法人が運営をいたします特別養護老人ホーム入所者等への利用者軽減負担金の措置といたしましての介護保険低所得者利用者保険軽減対策事業費、各地域の老人クラブ34団体及び町老人クラブ連合会への補助金でございます。

19節は、令和7年度から見直すことといたしました75歳、77歳、80歳、88歳、99歳の敬老者の方への敬老祝い金の節目支給及び100歳を迎えられます14名の方への特別敬老祝い金、要介護認定3以上の対象者へのおむつ等の介護用品購入助成費、養護老人ホーム入所者に係る老人保護措置に要する費用、高齢者タクシー利用助成及びi c s c a 利用助成費でございます。

52ページをお願いいたします。

27節は、介護保険事業勘定特別会計への必要経費を繰り出すものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 （吉川裕幸君）

続きまして、3目国民年金費は、国からの委託事務であります国民年金事務に要する経費でございます。

10節は、関係法令追録代、コピー代、事務用品代等の消耗品代でございます。

11節は、事務連絡等の郵便料金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

福祉課長早坂 基君。

福祉課長 （早坂 基君）

続きまして、4目障害福祉費でございます。主な業務といたしましては、障害者総合支援法に基づきます身体・知的・精神の3障害者及び障害児への自立支援給付、地域生活支援事業、交通費助成事業、心身障害者医療費助成、特別児童扶養手当などに要する費用でございます。

1節は、来庁した障害者への窓口手続に対します相談業務といたしまして、精神保健福祉士、事務補助員などのパートタイム会計年度任用職員の報酬でございます。

2節から4節は、パートタイム会計年度任用職員の人件費でございます。

53ページをお願いいたします。

7節は、身体及び知的障害者相談員、障害者福祉計画推進協議会委員、障害者福祉講習会講師、障害者支援区分認定調査員等への報償金でございます。

8節は、認定調査員の費用弁償でございます。

10節は、コピー料金、参考図書などの事務消耗品のほか、会議の際のお茶代、障害福祉サービスガイドブック、福祉タクシー利用券、特別児童扶養手当等通知封筒などの印刷製本に要します費用でございます。

11節は、障害福祉関連各種受給者証、福祉タクシー利用助成券、特別児童扶養手当証、所得状況届の案内通知、成年後見業務関連各種通知等の郵便料のほか、心身障害者医療費助成に係ります振込手数料、障害支援区分に係る医師意見書の作成手数料、宮城県国保連合会への審査支払手数料、成年後見制度利用支援事業といたしましての申立て手数料、医師の診断書、鑑定費用等に要します費用でございます。

12節は、地方公共団体情報システムの標準化に関する移行業務、障害者相談支援事業、意思疎通支援事業、移動支援事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、

黒川4市町村で業務を委託しております緊急時支援体制整備事業、「ひだまりの丘」内で活動を行っております地域活動支援センター「工房ななつもり」の運營業務、心身障害者医療費受給者証、支給決定通知書封緘業務等でございます。

13節は、認定調査時に要します有料道路の通行料、駐車場使用料、障害福祉施設のシステムの借上料でございます。

18節は、負担金といたしまして黒川地域行政事務組合への障害者支援区分認定調査審査会の運営負担金、補助金といたしましては「手をつなぐ育成会」への運営補助、自動車運転免許取得の助成及び自動車改造に対します助成、自発的活動支援事業への助成でございます。

19節は、心身障害者医療費助成、特殊マット、ストーマ装具、電気式痰吸引器などの重度障害者への日常生活用具給付、義足及び車椅子、補聴器などの補装具給付、在宅酸素療法者・酸素濃縮器利用者に対します使用電気料の助成、居宅及び療養介護、グループホーム施設入所支援などの障害福祉サービス、障害児の発達支援及び放課後デイサービスなどの障害児通所サービス、難聴児の補聴器購入に対します助成、人工透析者の入院及び通院におけます厚生医療給付、育成医療給付費、療養介護医療費、福祉タクシー利用助成、慢性特定疾患病の児童に対します電気痰吸引器などの日常生活用具給付、成年後見制度利用支援事業などに要します費用でございます。

なお、各常任委員会でご説明をいたしましたけれども、令和7年度に対応いたします特別地域加算の追加支給額につきましては、本科目内の障害者、障害福祉サービス費、障害児通所サービス費に予算を計上しておりますことをご承知願います。

54ページをお願いいたします。

続きまして、5目ひだまりの丘管理費につきましては、保健福祉総合センターの管理運営及び修繕に要する費用でございます。

10節は、センターの維持管理に要する除草剤、照明灯などの業務用消耗品、冷暖房機器の重油などの燃料費、電気、上下水道等の光熱水費、設備機械の小破修繕及び誘導灯、ガス漏れ警報器、自動火災報知機の消防設備の修繕に要する費用でございます。

11節は、総合案内等の電話料金、受水槽に関わります水質検査等手数料、食堂のグリストラップ清掃作業の手数料、施設火災保険料でございます。

12節は、福祉公園の除草、除草剤散布業務、駐車場の冬期除雪、センターの総合案内、施設整備保守点検に係ります業務委託に要します経費でございます。

なお、令和7年度より、ひだまりの丘の適切な施設の維持管理を図るため、除草、除草剤の散布業務につきましては、年2回の作業を年4回にいたしまして見直しを図

るものでございます。

13節は、業務用食器洗浄機の借上料、AED機器リース料及びテレビ受信料でございます。

18節は、黒川地区防火管理者協議会及び危険物安全協会への負担金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 （吉川裕幸君）

続きまして、6目後期高齢者福祉総務費でございます。

18節は、県後期高齢者医療広域連合への市町村共通経費及び療養給付費負担金でございます。

27節は、後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

子ども家庭課長小野政則君。

子ども家庭課長 （小野政則君）

続きまして、2項1目児童福祉総務費でございます。

児童福祉総務費につきましては、児童福祉総務費、児童扶養手当事務、あんしん子育て医療費助成事業、児童遊園等管理、子供虐待防止推進費、児童手当事務費、未熟児養育医療給付事業、子ども子育て支援対策費、児童支援センター事業に要する経費でございます。

55ページをお願いいたします。

1節は、子ども・子育て会議委員に対します報酬でございます。

7節につきましては、ことばの教室講師謝礼、虐待防止対策地域連絡協議会委員謝礼及び虐待防止研修会における講師謝金でございます。

8節は、子ども・子育て会議委員の費用弁償と、児童福祉関係の研修会及び児童虐待防止対策地域連絡協議会委員の特別の旅費でございます。

10節は、プリンターのトナー代、図書購入代、コピー代等の消耗品費、公用車の燃

料代、会議等のお茶代、子育て情報誌「ぽっかぽか」、医療費受給者証等の印刷製本費、5か所の児童遊園等の管理に要します光熱水費及び小破修繕料でございます。

次に、56ページをお願いいたします。

11節は、郵便料等の通信運搬費、手数料は口座振替手数料、児童遊園の水道開栓手数料、公用車の自動車損害保険料、児童支援センターの施設賠償保険料でございます。

12節をお願いいたします。あんしん子育て医療費給付及び未熟児養育医療給付の審査及び支払い業務、児童遊園の遊具点検業務、除草作業業務、子育て支援短期事業、児童支援センター運営事業に要します費用でございます。

13節は、児童福祉担当者の研修会や会議の際の有料道路通行料及び駐車場使用料でございます。

19節は、あんしん子育て医療及び未熟児養育医療費として助成をいたすものでございます。

次に、2目児童措置費につきましては、児童手当支給事業、誕生祝い事業、第3子以降育児支援事業及び妊婦のための支援給付交付金事業に要する経費でございます。

10節は、消耗品としましてコピー代、事務用品代、誕生祝い事業に係るメッセージカード台紙代でございます。

児童手当用の封筒等の印刷製本費と、11節は、児童手当認定等の通知書送付に係る郵便料金と口座振込に係ります手数料でございます。

18節につきましては、たいわあんしん出産子育て応援ギフトに係ります交付金となります。

19節は、児童手当の支給、大和妊婦支給給付、第3子に係る出産、小学校入学、中学校入学に係る祝い金でございます。

続きまして、3目母子福祉費につきまして、主に母子・父子家庭医療費助成に要する費用でございます。

10節はコピー代、事務用品購入等の消耗品費。

11節は、受給者証等の送付に係ります郵便料金、口座振込に係る手数料でございます。

12節は、母子・父子家庭医療費に係る年齢更新の事務の委託に係るものであります。57ページをお願いいたします。

18節につきましては、大和町母子福祉会への補助金でございます。

19節は、母子・父子家庭への医療費助成でございます。

続きまして、4目保育所費につきまして、保育所管理費と私立保育園運営費、もみ

じけ丘保育所費、子育てのための施設等利用給付費、病児保育事業に要する経費でございます。

1 節はもみじけ丘保育所の保育士、看護師、用務員に係るパートタイム会計年度職員の報酬、もみじけ丘保育所の嘱託医と小児科医及び歯科医に対する報酬でございます。

3 節、4 節につきましては、パートタイム会計年度任用職員の期末手当、勤勉手当、社会保険料が含まれております。

7 節は、保育所入所選考会への選考委員への報償費と職員研修時の講師謝礼、もみじけ丘保育所への入所、退所の児童に対する記念品、運動会時の賞品等に要する費用でございます。

8 節は、職員研修時の講師の費用弁償、保育所・保育士の研修旅費、パートタイム会計年度任用職員の通勤手当でございます。

58ページをお願いいたします。

10節は、もみじけ丘保育所に係る消耗品、灯油・プロパンガスの燃料費、来客用のお茶代、文集の印刷製本費、電気料等の光熱水費、小破修繕、給食の賄い材料、病後児保育施設に係る消耗品、プロパンガス等の燃料費、電気上下水道料金、小破修繕費でございます。

11節は、もみじけ丘保育所に係ります電話料等の通信運搬費、コンビニ収納手数料、保育所施設管理の手数料、建物火災保険料及び病後児保育施設の電話料金、建物火災保険、施設賠償責任保険料でございます。

12節は、私立保育園等への運営費委託、もみじけ丘保育所に係ります給食調理業務、長寿命化改修工事実施設計に要する経費、保育支援システムの保守業務、システム更新業務、清掃業務、除草業務、消防施設点検、警備業務に要する経費と病後児保育への委託料、病後児保育施設に係る運営委託に要する費用でございます。

13節は、保育業務システム、もみじけ丘保育所A E D並びに調理用機器のリース料、遠足時のバス借上料、職員研修時の高速道路通行料、有料道路使用料、遠足時の施設入場料、清掃用具の借上料でございます。

17節は、もみじけ丘保育所の洗濯機等の更新、幼児用遊具の購入に要する経費でございます。

18節は、認定こども園、小規模保育園、事業所内保育園への運営費負担、幼児教育・保育の無償化の給付費負担金、日本保育園保健協議会黒川地区防火管理協議会等への各種協議会、職員研修に係る負担金、幼稚園等への幼児教育・保育の無償化に係

る負担金でございます。

59ページをお願いいたします。

補助金につきましては、企業主導型保育施設を利用している多子世帯について保育料の一部を補助するもの。待機児童が認可外保育施設を利用した場合、利用料の一部を保護者に対して行うもの。補助を行うもの。また一時預かり、延長保育、障害児保育、地域子育て支援拠点業務、幼稚園型一時預かり業務、副食材料費等の給付事業などに係る運営費の一部を私立保育園、認定こども園へ補助を行うものであります。

5目児童館費につきましては、7児童館の管理運営に要する費用と、放課後児童クラブ運営に要する費用でございます。

1節は、7児童館の運営協議会委員とパートタイム会計任用職員の児童厚生員への報酬でございます。

60ページをお願いいたします。

2節から4節につきましては、パートタイム会計年度任用職員に係ります期末勤勉、通勤手当、社会保険料が含まれております。

7節は、児童館行事、研修時の講師謝金、児童館運営協議会選考委員への謝礼でございます。

8節につきましては、児童館運営協議会委員等の費用弁償、職員研修の旅費、パートタイム会計年度任用職員の通勤手当でございます。

10節は、児童クラブ、教材費、コピー代等の消耗品、児童館管理に要する燃料費、来客用お茶代、口座振替申込書の印刷製本費、光熱水費、各児童館の小破修繕費でございます。

11節は、電話料・切手料等の通信運搬費と児童厚生員派遣手数料等、施設の火災保険、施設賠償保険料でございます。

12節は、吉岡放課後児童クラブ、吉岡児童館、宮床児童館、もみじヶ丘児童館、杜の丘児童館の運営委託、各児童館の消防施設、エアコン等の点検清掃業務、宮床児童館ほか2館の警備業務の委託に要する費用でございます。

13節は、各児童館のAED、印刷機械、学童システムのリース料、児童館職員の研修の際の高速道路通行料、駐車場使用料であります。

61ページをお願いいたします。

17節につきましては、幼児用遊具、案内表示板、大型扇風機、洗濯機等の庁用備品の購入をお願いするものであります。

18節は、宮城県児童館連絡協議会、黒川地区防火管理協議会への負担金。補助金と

しまして、各児童館、母親クラブへの補助金、放課後児童支援員処遇改善補助金でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

福祉課長早坂 基君。

福祉課長 （早坂 基君）

続きまして、3項1目災害救助費でございます。こちらにつきましては、令和4年3月に発生いたしました福島県沖を震源とする地震による被災世帯に対しまして、住宅の再建方法に応じて支給する被災者住宅再建支援事業費になります。

18節は、再建方法として、住宅を建設または購入した場合の支援金でございます。申請期限は災害発生日から37か月となっております、令和7年4月15日までの申請受付となるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

暫時休憩します。再開は午後2時10分といたします。

午後2時00分 休 憩

午後2時10分 再 開

議 長 （今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

健康推進課長大友 徹君。

健康推進課長 （大友 徹君）

それでは、休憩前に続きまして、61ページからとなります。

4款衛生費1項1目保健衛生総務費でございます。保健衛生総務費の主なものとしたしましては、黒川行政事務組合の負担金、母子保健、乳幼児の各健診、出産祝い品贈呈。利用者支援事業につきましては、昨年度まで伴走型相談支援事業として実施し

ておりました事業の位置づけ変更に伴い、名称が変わったものであります。このほか、不妊検査費・不妊治療費の助成、精神保健、栄養改善のほか、説明書62ページになります。新規事業であります骨髄バンクドナー助成事業、実施予防対策、下水道事業会計、浄化槽事業への繰り出しに要するものでございます。

前年度比と比較しまして、1億円を超える大幅な減額となっておりますが、黒川行政事務組合病院事業への負担金のほか、厚生労働省が所管しておりました水道整備、管理行政が令和6年度から国土交通省、環境省に移管されたことに合わせまして、水道事業会計の繰出金の予算計上を4款衛生費から7款土木費に移管したことが主な要因でございます。

予算の主なものをご説明いたします。

1節は、健康づくり推進協議会実施予防対策連絡協議会の委員報酬及び3節、4節合わせまして、乳幼児の各健康診査、育児相談、訪問指導、健康づくり事業等に従事いたします保健師、看護師等の専門職のパートタイム会計年度任用職員の報酬、期末勤勉手当、社会保険料等でございます。

7節は、乳幼児の健診、新生児訪問、巡回相談支援などの際の医師、歯科医師、保健師、助産師などに対します謝礼及びマタニティセミナー、子育てセミナーの講師謝礼、離乳食セミナーでお手伝いいただいております子育てサポーター、ひきこもり居場所支援事業、メンタルヘルス相談などの講師に対する謝礼でございます。

また、これまで各地区から推薦に基づき町長が任命いたしております保健推進員につきまして、近年その成り手不足を背景に、推進員で構成いたします保健推進委員会としての独立した活動が難しくなっている現状でありますことから、保健推進委員会自体は解散といたしまして、研修等の事業を健康推進課が引き継ぐこととする予定です。報酬につきましても、近隣の報酬水準を踏まえまして、現在各世帯数に応じまして1万8,000円から2万円であるものを、年額2万4,000円に見直しを図っております。

賞賜金は、健康づくり実践者表彰や献血協力者への記念品、出産祝い品贈呈事業の絵本セットの購入に要します費用でございます。

8節は、健康づくり推進協議会実施予防対策連絡協議会会議開催時の委員費用弁償、乳幼児の各健診、栄養改善事業に従事いたしますパートタイム会計年度任用職員の通勤手当でございます。

10節は、各健診、育児相談、精神保健、栄養改善、実施予防対策、健康づくりなどの事業に要します物品類、啓発物、母子健康手帳、妊産婦新生児訪問などでの配付資料の購入費、そのほか公用車の燃料代、会議開催時のお茶代、乳幼児健診等の年間カ

レンダー、各種検診の審査票、封筒の印刷代、公用車 1 台分の車検整備費用、乳幼児健診検査機器の修繕費及び乳幼児健診などで使用いたします消毒液、衛生用品類の購入費用でございます。

説明書の63ページにまたがります。

11節は、乳幼児健診や事業の案内に要します郵送料、携帯電話の使用料、健診用タオルのクリーニング代、計りの検査手数料、外国人支援のための通訳の筆耕翻訳料、公用車の自賠責保険料、保健推進員等のボランティア保険加入料でございます。

12節は、黒川医師会への休日在宅当番医業務、保健推進員全体研修会の講師派遣、健康管理システムの改修、妊婦産婦の健診、乳幼児の各健診、新生児聴覚検査、産後ケア事業、マタニティセミナーの講師派遣、母子健康手帳アプリ運用保守などの業務の委託費でございます。

なお、産後ケア事業につきましては、現在委託費の 2 割相当額を利用者負担額としておりましたが、一層の負担軽減と利用促進を図るため、利用者の自己負担額を 1 割に軽減する見直しを行うものでございます。

13節は、会議、研修会出席時の駐車場使用料、遠方出張の際の有料道路通行料、健康管理システムの利用料でございます。

17節は、3 歳児健診で実施しております聴覚検査につきまして、現在塩釜保健所黒川支所が所有しております専用の機器を借用して検査を行っておりますが、検証用の機器の耐用年数が近づいておりますことから、町で検査機器を準備することとし、購入費用をお願いするものでございます。

18節負担金は、黒川地域行政事務組合に対します火葬場経費及び病院事業に係る負担金、宮城県帆船協会、精神保健福祉協会等への負担金。産後ケア事業の受入先となります産科、助産院に対します人員確保、施設改修費用等の補助制度に係る負担金でございます。

補助金は、コロナ禍以降、活動の自粛や会員の高齢化により会員数が減少しております食生活改善推進委員会につきまして、上位組織の県の協議会の理事の選出が大きな負担となっている現状がございます。そういったことから、今年度で県の協議会を退会することとなりまして、退会に伴って食生活改善推進員の名称を使用することができなくなりますことから、名称を食育推進協議会のほうに改めまして、これまでどおりの栄養改善、郷土料理の普及会活動などに取り組んでいくこととなるものであります。町といたしましても、引き続き補助を行い、活動を支援していくものであります。

19節は、里帰り先での妊婦及び産婦の検診費用、乳幼児の聴覚検査費用並びに住民税非課税の方に対します初回産科受診料の助成を行う費用でございます。

不妊検査費、不妊治療費の助成につきましては、令和6年8月から不妊検査費用として3万円、治療費は1回当たり5万円を上限に助成しておりますが、今般のそれぞれの助成額、1万円の上乗せを行いまして、町として少子化対策の推進、不妊に悩む経済的な負担の軽減、一層の軽減を、不妊に悩む世帯の経済的な負担の一層の軽減を図るものでございます。

また、骨髄バンクドナー登録、骨髄等の提供を行いやすい環境整備に寄与することを目的に、ドナー登録者が骨髄提供のために面談や入院をした場合1日当たり2万円、上限7日分を助成する新たな事業を実施してまいります。

26節は、公用車1台分の車検整備に伴う自動車重量税でございます。

27節は、下水道事業会計の浄化槽整備事業に対する繰出金でございます。

続きまして、2目予防費でございます。予防費につきましては、感染症予防、各種予防接種、健康教育、健康診査のほか、来年度から新規事業となる健康ポイント事業に要する費用でございます。

説明書64ページをお願いいたします。

そのほか各種がん検診、がん検診受診率向上促進事業、医療用ウィッグ、乳房補整具費助成に要します費用でございます。

1節及び8節は、予防接種健康被害調査委員会委員4人分の報酬、費用弁償と、健診の準備に係ります事務補助員及び検診会場での健康相談、健康づくり事業、疾病重症化予防の訪問指導に従事いたします保健師、看護師、管理栄養士等の会計年度任用職員の報酬及び通勤手当でございます。

7節は、サブロー健康塾の講師謝礼及び健康ポイント事業の効果等の分析を宮城大学看護学群の教員に依頼する際の謝礼でございます。

10節は、各種検診の事務用品、健康たいわ21推進大会など健康教育事業の啓発物品、教材等の購入費用のほか、会議お茶代、各種がん検診の申込書、受診票、予防接種の通知、封筒などの印刷費、感染症対策、医薬材料などの購入に要します費用でございます。

11節は、予防接種、各種がん検診に係る通知、受診票等の郵送料でございます。

12節は、結核検診、個別予防接種、健康増進法に基づく基本健診のほか、各種がん検診、脳検診、歯周病検診業務の委託費、サブロー健康塾、健康たいわ21推進大会での運動指導講師の派遣業務、子供インフルエンザ、おたふく風邪の予防接種業務に要

します委託費でございます。

また、新規分といたしまして、健康ポイント事業に係るスマートフォンアプリの導入運用業務及びポイントの特典提供費用、胃がん検診における胃内視鏡検査の導入を進めるため新たに設置いたします内視鏡検査運営委員会の運営業務の委託費を計上いたしております。

13節は、各種研修会出席の際の駐車場使用料でございます。

17節は、健康ポイント事業の一環で、体重や体脂肪率、筋肉量などの体の状態を可視化し、健康意識の啓発とポイント事業への参加促進を図るため、体組成計2台分を新たに購入する費用でございます。

19節は、里帰り出産時の乳児の予防接種、医療用ウィッグ、乳房補整具購入費、子供のインフルエンザ及びおたふく風邪、50歳以上を対象とする帯状疱疹予防接種費用の償還払助成に係る費用でございます。

また、小児がんなどの治療で骨髄、臍帯血などの造血幹細胞移植を行った場合、移植前に接種しております予防接種の効果が低下または消失してしまいますことから、改めて、再度予防接種を受ける際、全額個人負担となる状況にありますことから、町として、20歳未満の方が再度接種を受ける際の費用に対する助成事業を新たに実施してまいりております。

22節は、新型コロナワクチン接種に係ります令和5年度分の国庫負担金補助金につきまして、町の実績報告に基づく金額の確定により、令和7年度中に国庫分の精算を要する予定となっておりますので、科目設定を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 （吉川裕幸君）

続きまして、3目環境衛生費でございます。

環境審議会、環境美化推進、環境衛生活動事業、不法投棄パトロール及び撤去業務、臨時粗大ごみ引き取り、水質検査、飼い犬の登録管理業務等の経費でございます。

1節は、環境審議会委員報酬でございます。

65ページをお願いいたします。

7節は、環境美化推進員報奨金及び環境美化意識の向上を目的に、児童を対象とし

た標語募集、記念品代でございます。

8節は、環境審議会委員費用弁償及び研修会職員旅費でございます。

10節は、防疫薬剤費、不法投棄防止看板、事務用品代、公用車燃料費、会議時お茶代、臨時粗大ごみ周知用チラシ等の印刷代、防犯カメラ電気料、防疫薬剤散布機の修繕料等でございます。

11節は、狂犬病予防集合注射通知等郵送料、放浪犬猫等一時預かり手数料、公用車保険料等でございます。

12節は、不法投棄防止対策事業としてのパトロール及び撤去業務、臨時粗大ごみ運搬業務、町道周辺清掃業務、河川水質検査業務、狂犬病予防集合注射等の業務委託料でございます。

13節は、狂犬病予防集合注射時の会場借上料等でございます。

17節は、防疫薬剤散布器購入代でございます。

18節は、町環境衛生組合連合会及び黒川食品衛生協会大和支部への補助金並びに宮城グリーン購入ネットワークの負担金でございます。

66ページをお願いいたします。

続きまして、2項1目廃棄物処理費は、一般廃棄物収集運搬業務等に係る経費やクリーンステーション整備費助成事業、資源回収奨励金交付事業、宮床山田最終処分場跡地の維持管理等の経費でございます。前年度対比としまして約1,400万円の増となりまして、黒川地域行政事務組合負担金の増が主な要因でございます。

1節は、廃棄物減量等推進審議会委員報酬でございます。

7節は、ストックヤード除草、環境整備作業に係る報償金、資源回収団体に対する奨励金でございます。

8節は、廃棄物減量等推進審議会委員費用弁償でございます。

10節は、リサイクルごみ収集用ネット、ごみ収集コンテナ代、クリーンステーション用看板代等の消耗品費、会議時お茶代、廃棄物手数料納付書、一般家庭用ごみ収集計画表等の印刷費、クリーンステーション、宮床山田最終処分場跡地フェンス等の修繕料でございます。

11節は、クリーンステーション等蜂の巣駆除手数料、ストックヤードコンテナ保管庫の火災保険料でございます。

12節は、一般廃棄物収集運搬業務、動物死骸回収処理、宮床山田最終処分場跡地の除草業務などの委託料でございます。

18節負担金は、黒川地域行政事務組合への負担金といたしまして、し尿処理経費分

としまして2,146万5,000円、ごみ処理経費分としまして3億6,707万3,000円、最終処分場経費としまして4,827万3,000円となります。ごみ処理経費分につきましては、前年度対比としまして約1,700万円の増となります。ごみ焼却施設耐火物補修工事、その工事期間中に伴います可燃ごみの一部の処理委託経費の増によるものでございます。補助金は、クリーンステーション整備費補助金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

農林振興課長兼農業委員会事務局長阿部 晃君。

農林振興課長（阿部 晃君）

続きまして、5款1項1目農業委員会費でございます。農業委員会総務費及び農業者年金委託事業費でございます。

1節につきましては、農業委員10名及び農地利用最適化推進委員14名の報酬でございます。

67ページをお願いいたします。

8節につきましては、農業委員等の総会出席及び案件調査等に係ります費用弁償、先進地視察研修及び職員の旅費でございます。

9節につきましては、農業委員会の会長公債費でございます。

10節につきましては、消耗品費として総会議案書等のコピー代等、燃料費は公用車の燃料代、食糧費は農地パトロールの際のお茶代、印刷製本費は農業委員会だより、農地法申請用紙等の印刷に要するものでございます。

11節は、郵便料金及び現地調査用タブレット端末通信費でございます。

12節は、農家台帳システムの保守及び自治体システム標準化に伴うシステム改修業務でございます。

13節車借上料といたしまして、農業委員等研修に係りますバス借上料、有料道路通行料は高速道路等を利用した場合に、システム利用料は農地台帳システム及び現地調査用タブレット利用に要する費用でございます。

18節負担金は、一般社団法人宮城県農業会議ほか3団体の会費でございます。補助金につきましては、大和町認定農業者連絡会への補助金でございます。

次に、2目農業総務費でございますが、農林振興課所管分と財政課所管分がございますので、初めに農林振興課所管分についてご説明いたします。

農業総務費は、主に農政推進一般、宮床ふれあい農園及び公用車の管理に要するものでございます。

68ページをお願いいたします。

7 節賞賜金は、農協祭の際の農林産品品評会の副賞に要するものでございます。

10節の消耗品費は、一般事務用品費であり、17万5,000円の計上でございます。燃料費は、公用車とふれあい農園管理機の燃料代で、11万2,000円の計上でございます。光熱水費は、ふれあい農園の水道電気代であり、23万円の計上で、修繕料は公用車車検整備及びふれあい農園の管理機の修理費で、21万円の計上でございます。

11節の手数料2,000円は車検印紙代、自動車損害保険料は公用車に係るもので3万7,000円の計上で、保険料6万1,000円はふれあい農園管理棟の建物共済保険、自動車損害保険に要するものでございます。

12節業務委託は、ふれあい農園の管理委託料であり、48万4,000円の計上で、施設備品管理委託はふれあい農園の浄化槽管理清掃委託であり、17万8,000円の計上でございます。

14節工事請負費は、令和2年度以降施設の利用実績がなく、また老朽化が進んでいることから、吉田沢渡生活改善センターの廃止に伴う工事費でありまして、693万円の計上でございます。

18節負担金は、宮城農業公社及び鳴瀬川水系さけます増殖協会への会費でございます。

69ページをお願いいたします。

26節は、公用車車検に伴う自動車重量税でございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

財政課長児玉安弘君。

財政課長 （児玉安弘君）

続きまして、財政課所管分をご説明申し上げます。財政課分といたしましては、町民研修センター、宮床基幹集落センター、吉田ふるさとセンター及び落合ふるさとセンター4施設の維持管理に要します経費を計上いたしております。

10節をご覧願います。消耗品費といたしまして、各施設の管理用事務用品や清掃用具等購入費用、燃料費は灯油・ガス代等、印刷製本費は施設使用申請書の印刷経費用、

光熱水費は電気料及び水道料金等でございます。修繕料は施設の小破修繕料を計上いたしております。

11節は、通信運搬費として電話料を、火災保険料は各施設の共済保険料でございます。

続きまして、12節業務委託は、町民研修センターの窓口受付業務のほか、除雪業務等を計上いたしております。施設備品管理委託では、各施設での清掃業務や生け垣剪定業務等であります。

13節は、AEDのリースやテレビ聴取料、清掃用具リース料等でございます。

17節は、町民研修センターの備品といたしまして、会議机、椅子の購入に要する費用を計上いたしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

農林振興課長阿部 晃君。

農林振興課長 （阿部 晃君）

69ページをお願いいたします。

続きまして、3目農業振興費でございます。主に農業の振興、農業振興地域の線引きの見直し等事務、経営改善支援活動、多面的機能支払交付金事業、農地中間管理事業、中山間地域振興事業、中山間地域等直接支払交付金事業及び有害鳥獣対策に要する経費でございます。

1節は、農業振興地域整備促進協議会委員18名分及び鳥獣被害対策実施隊59人分の報酬でございます。

3節は、休日等に有害鳥獣対応を行う場合及び産業まつりの実施等に係る職員時間外手当でございます。

7節は、町政70周年記念事業として、町内産農産物を活用した商品開発を行う大和町新グルメ開発事業実施に伴う町内飲食店等協力謝金及び認定農業者の認定審査等を行う農業経営改善相談支援チーム員になっております宮城県農業士1名分の会議開催の際の報奨金でございます。

8節は、農業振興地域整備促進協議会委員の費用弁償でございます。普通旅費は職員の旅費、特別旅費は認定農業者先進地視察研修旅費でございます。

10節消耗品費につきましては、コピー代、事務用品、大和町新グルメ開発事業の開

発用食材費、有害鳥獣捕獲用のくくりわな300基の購入に要します経費でございます。
燃料費は公用車の燃料代、食糧費は大和町新グルメ開発事業の会議の際のお茶代、修繕料は公用車車検整備に要する経費でございます。

11節通信運搬費は有害鳥獣対策用携帯電話の通話料、手数料はイノシシのくくりわなに子熊等が錯誤捕獲した場合に、放獣するための麻酔銃に係る経費及び公用車車検1台、自動車損害保険料は公用車の保険料でございます。

12節委託料は、大和町新グルメ開発事業に伴う開発業務を委託する費用であります。

13節有料道路通行料は、出張等による業務打合せの際に要するもの。

17節機械器具費は、イノシシ捕獲用箱わな10基分。くくりわなの補修時に使用する工具の購入費用でございます。

18節負担金は、宮城県青果物価格安定総合保証協会、70ページをお願いいたします。
黒川地域担い手育成総合支援協議会のほか4団体への負担金で、町有害鳥獣被害対策協議会への負担金は主にイノシシ等の鳥獣駆除の経費でございまして、実施隊員に、4か月ごとに活動費を支給している状況でございます。補助金は、コロナ禍の影響を受けました農林業災害対策資金利子補給で、県単独資金分でございます。農業用廃プラスチック等の農業生産資材適正処理推進事業への助成、大和産業まつり実行委員会への助成、水稻いもち病やカメムシ防除に係る黒川地域農作物病虫害防除推進協議会への助成は、散布料金上昇分の農家負担軽減のため増額しております。新みやぎ農協と連携いたしまして、農作物生産農家が産直用野菜生産に向けて導入する産直リースハウス事業に対しての助成、産地育成対策事業といたしまして曲がりネギ等の生産に係ります管理機などを導入する際の助成、ハウスブドウ等の特産果樹生産拡大事業への助成、加工業務用野菜生産対策事業への助成でございます。

次に、農業制度資金利子補給といたしまして、令和元年台風19号農業被害災害対策資金利子補給、新型コロナ対策農畜産業支援資金利子補給は、新みやぎ農協資金分の利子補給の助成でございます。農業者大型特殊自動車運転免許取得補助事業は、農業従事者の確保を促進し、農作業の効率化や持続可能な農業振興を推進するため、農業用大型機械を運転するための免許取得の費用の2分の1、上限5万円として助成するもの。農業用機械共同購入支援事業は、中小規模農家の農業経営が維持でき、地域農業の継続を図るため、農業者3戸以上の共同利用での農業用機械導入経費の10分の3、上限75万円として助成するもの。農業次世代人材投資事業は令和3年度に鶴巣地区で新規就農者1名へ、新規就農者育成総合対策は令和5年度に落合地区で新規就農者1名及び令和7年度鶴巣地区で新規就農予定1名への就農支援助成でございます。多面

的機能支払交付金は、町内35組織で取り組みます農村集落維持活動事業への助成、農地集積集約化対策事業は農地中間管理機構を通した利用権設定により農地集積が進むことによって交付される地域集積協力金等の交付、中山間地域振興事業といたしましては、吉田みどりの少年団活動とJA新みやぎの特産品普及推進等事業への助成、中山間地域等直接支払交付金事業は、中山間地域指定の宮床難波地区及び吉田金取北地区の一部地域が取り組む農業用施設等の維持保全事業に対する助成でございます。有害鳥獣被害対策として、狩猟免許等の新規取得及び更新に係る経費の助成。有害鳥獣被害防止施設補助事業は、農家が農作物被害を軽減するため設置する電気柵や侵入防止柵を購入する費用の2分の1、上限20万円として助成するものでございます。

26節は、公用車車検の際の自動車重量税でございます。

次に、4目畜産業費でございます。畜産業の振興に係るものでございます。

71ページをお願いいたします。

18節負担金は、宮城県及び大和町畜産振興協議会への負担金でございます。補助金は、管内肥育素牛販売促進対策事業としまして、町内で生産されました子牛をJA新みやぎあさひな管内の肥育農家が購入した場合に助成するもの。また、繁殖牛子牛事故共済事業として、死産等に対する共助金として助成するものでございます。

24節積立金は、肉用牛貸付事業運営基金への利子の積立てでございます。

次に、5目農地費でございます。農地整備事業と県営土地改良推進事業及び農業集落排水事業等に要する経費でございます。

7節は、もみじヶ丘ため池等除草作業に要するもの。

8節は、農業土木技術研修会及び現地等検討会に係る職員の旅費でございます。

10節消耗品費は、土地改良設計基準書、アユ・サケ等の稚魚放流代、事務用品及びコピー代のほか、流域治水の観点から、水田の雨水貯留機能を活用した田んぼダムを推進するため、水田の落水ますに設置する、排水工を小さくした漏斗型堰板の購入費用でございます。食糧費は農地整備事業の説明会等の際のお茶代、印刷製本費は農業農村整備事業管理計画に係る図面印刷代でございます。修繕料は宮床山田地区鹿川排水路フェンス修繕などの農業用施設の小破修繕に要するものでございます。

11節通信運搬費は、防災重点農業用ため池監視システムの通信料で、保険料は農業用ため池水路頭首工など249か所の農業用施設の賠償責任保険料でございます。

12節業務委託は、杜の丘調整池を農業用ため池として管理するための業務、測量設計施工監理委託につきましては、鶴巣地区新最終処分場関連の鶴巣幕柳地区ため池改修工事設計書作成業務、5か所の防災重点農業用ため池整備基本設計業務及び基本設

計業務設計書作成、農業用水利施設実施計画策定業務でございます。

13節有料道路通行料及び駐車場使用料は、出張による業務打合せの際に要するものでございます。

72ページをお願いいたします。

著作権使用料は、労務資材設計単価の著作権使用料でございます。

14節は、鶴巣砂子沢地区農道橋梁補修工事、新最終処分場関連での鶴巣幕柳地区の5か所のため池整備工事に要する費用でございます。

15節は、町内農道維持管理用砕石等の費用でございます。

18節負担金は、宮城県土地改良事業団体連合会、吉田川流域ため池大和町ほか3市3か町村組合、吉野ダム管理組合、吉田川流域土地改良事業連絡協議会の負担金のほか、県営住宅調査事業費につきましては、県営土地改良事業での吉田沢渡地区調査計画に要する負担金、鶴巣地区農業環境整備事業につきましては、鶴巣地区及び幕柳地区の小西川にて占用しております農業水利施設の改修事業を県へ委託し、実施する事業負担金でございます。

補助金につきましては、排水機場洪水調整事業として町内4か所の排水機場の光熱水費等の運転費用について、大和町土地改良区への助成。農業環境整備事業として、町内の農家等が行う農地及び農業用施設の改修・修繕工事に対しての支援。田んぼダム推進事業として、あぜ塗り等の助成。農業水利施設維持管理適正化事業として、鶴巣北目大崎地区用水路補修の助成。吉田地区農地整備事業に伴う大和町土地改良区への編入に係る事務費について、大和町土地改良区への補助。許可水利権施設管理として、許可水利権を取得した施設の取水量報告等の管理経費の助成でございます。

27節繰出金は、農業集落排水事業分の会計間の調整として、下水道事業会計に繰り出しを行うものでございます。

次に、6目水田農業対策事業費でございます。水田農業の推進に要する費用であり、経営所得安定対策の推進、転作への助成及び地域計画策定に要するものでございます。

3節は、夜間等の農業集落に対する説明会の職員時間外手当。

7節は、地域計画検討会の委員の報償金及び転作等の現地確認の際の立会人の報償金でございます。

8節は、水田農業視察研修に係る参加者及び職員の旅費でございます。

10節消耗品は、印刷用トナー代、事務用品等に要する経費、食糧費は集落代表者説明会等のお茶代でございます。

11節通信運搬費は、集落代表者説明会の案内発送の郵送代でございます。

12節につきましては、水田台帳システム保守業務に要するものでございます。

13節機械借上料は、水田台帳地図情報システムの賃借料。車借上料は、転作の現地確認の際の車借り上げ及び水田農業視察研修の際のバス借り上げ、有料道路通行料は視察研修の際の高速道路料金でございます。

18節の補助金は、水田農業構造改革対策推進事業としまして大和町地域水田農業推進協議会への助成、水田農業ビジョン推進事業として農家集落50集落への話し合い経費の助成、水田営農条件整備事業として転作用農業機械整備を行う6経営体への助成でございます。

73ページをお願いいたします。

環境保全型農業直接支払い交付金事業につきましては、JA新みやぎあさひな地区水稻部会で行っております環境保全米の取組に対して助成を行うものでございます。

次に、5款2項1目林業振興費でございます。林業の振興一般、林道及び林道橋の補修等、森林の整備、森林病虫害の防除等に要する費用でございます。

7節報償金は、林道の除草及び倒木の除去等に係る作業に要する経費及び森林環境譲与税検討委員の報償でございます。

10節消耗品費は、事務用品、原木シイタケPR用品等に係るもの、食糧費は会議開催時のお茶代、修繕料は林道の不陸整正等の小破修繕に係るものでございます。

12節の業務委託は、森林管理巡視業務及び林道石塚・伊達山線ほかの除草業務、宮城県森林クラウド運用業務、森林経営管理制度に基づく民有林意向調査業務、蛇石せせらぎの森維持管理業務、南川ダム周辺の千本桜維持管理業務及び森林病虫害等防除業務に要する経費でございます。測量設計施工監理委託につきましては、令和6年度に実施いたしました林道施設長寿命化計画による点検に基づき、老朽化に伴う補修工事を行うための設計業務を行うものでございます。

14節は、森林環境譲与税を活用し、林道滝ノ原蘭山線の舗装工事を行うものでございます。

15節は、林道等維持管理用碎石等に要する経費でございます。

18節の負担金は、県林業振興協会のほか5団体への負担金でございます。森林山村多面的機能発揮対策事業は、森林活動団体が国の補助事業を活用して森林整備を実施するための町負担金でございます。

74ページをお願いいたします。

県営林道七ツ森湖泉ヶ岳線整備事業につきましては、事業費の1割の町負担分でご

ございます。町緑化推進委員会は、町政70周年記念事業として、同委員会と共同で記念植樹を計画しており、事業費の2分の1を負担するものでございます。補助金は、林業地域振興事業として大和町林業地域振興協議会への活動助成、森林保全推進費は宮床生産森林組合及び吉田愛林公益会への森林整備事業に対する助成、民有林育成対策推進事業費は、国の補助事業により民有林の整備を黒川森林組合が取りまとめて補助申請を行うものに対しまして、国の補助事業に合わせて町で1割の上乗せ助成を行うものでございます。

24節は森林環境譲与税基金への基金利子分を積立てするものでございます。

次に、5款3項1目水産業振興費でございます。宮城県が開発しました3倍体イワナである伊達いわなと、町の特産品の七ツ森サーモンの普及振興を図るために要する費用でございます。

10節の消耗品費は、PR企画の景品代、水槽維持管理用の消耗品代で、印刷製本費はイベントチラシ等の作成に要する経費でございます。

12節は、庁舎及び町観光物産協会に展示しております水槽の清掃及び管理業務に要する費用でございます。

18節伊達いわな、七ツ森サーモン支援事業は、大和町発祥の伊達いわなと七ツ森サーモンの町内飲食店での業務量を増加させ、町内外からの集客を行い、伊達いわな等の魅力をPRするため生産、出荷業者に対して支援を行う費用でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

商工観光課長蜂谷佑士君。

商工観光課長 （蜂谷祐士君）

続きまして、6款商工費でございます。

1項1目商工総務費は、職員の人件費に関わるものでございます。

75ページをお願いいたします。

次に、2目商工振興費でございます。商業及び工業の振興、企業誘致活動等に係る経費でございます。

7節は、企業等連絡懇話会の際の講師謝礼でございます。

8節は、企業訪問及び東京、名古屋で開催されます宮城県企業立地セミナーへ参加する職員の旅費でございます。

10節の消耗品費は、コピー代や事務用品、企業誘致のための訪問時のお土産代、産業及び経済新聞購読料などであり、食糧費は企業立地懇話会に関わる経費でございます。修繕費は、企業案内看板や仙台北部工業団地内の電灯を修繕する経費でございます。

11節の通信運搬費は、企業訪問用タブレット通信費、手数料は企業立地セミナー等に着用するはんでん等のクリーニング代、保険料はオープンファクトリー工場見学会参加者の保険料でございます。

12節は、仙台北部中核工業団地のり面及び中央公園内の歩道の除草業務、黒川地域産業説明会プロジェクター等の設置に要する経費でございます。

13節の車借上料は、オープンファクトリー工場見学会参加者送迎用バス借り上げ代と、企業訪問を行う際のレンタカー使用料でございます。有料道路通行料は企業訪問の際の自動車道路通行料でございます。

18節の負担金は、町中小企業振興資金信用保証料、仙台北部中核都市建設連絡協議会、中小企業の海外支援のための日本貿易振興機構、仙台貿易情報センター事業運営負担金、東京及び名古屋で開催されます県企業立地セミナー実行委員会への負担金でございます。補助金につきましては、くろかわ商工会の事業費補助金、割増商品券発行事業への助成としまして5,000円の2割増商品券、6,000円分を1セットとした販売セット、1万セットに対しまして、割増分及び換金等事務手数料の補助金、商店街担い手育成支援事業等といたしまして「大和まるごと市」への助成、地域でがんばる事業者応援事業費としまして商品開発、店舗等イメージアップ、空き店舗等の活用支援のための補助金、町中小企業振興資金等利子補給金、町小規模事業者経営改善資金融資に対する利子補給金でございます。

20節は、中小企業振興資金の預託金でございます。

76ページをお願いいたします。

21節は、中小企業振興資金損失補償料でございます。

次に、3目観光費でございます。観光の振興、観光施設の維持管理、本町の物産振興を図るための大和町観光物産協会への助成、「まほろば夏まつり」や各種イベントに対する助成に対する経費でございます。

3節は、各種イベント等へ従事される職員並びに管理職員の時間外勤務手当でございます。

7節は、船形山登山道、自然遊歩道の倒木伐採等作業及び升沢小屋、七ツ森遊歩道等の管理に関わる報償金でございます。

8節は、静岡県島田市との交流事業といたしまして、島田髷まつりへの参加をする旅費でございます。

10節の消耗品費は、事務用消耗品費等のほか旗坂野営場、升沢避難小屋などの観光施設等を管理していく消耗品費並びに看板作成の経費に関わるものでございます。燃料費は公用車の燃料代、食糧費は飲食店のSNS取材に関わる飲料費でございます。印刷製本費は、観光ガイドブック七ツ森散策マップ、まち歩きガイドブック等の増刷、オートキャンプ場及びレンタサイクル啓発用のチラシ印刷代でございます。光熱費は、旗坂野営場公衆トイレの電気代、修繕料は施設等の小破修繕に関わるものでございます。

11節の通信運搬費は、アサヒナサブローの年賀状返信用のはがき代でございます。手数料は旗坂野営場の水質検査手数料及びアサヒナサブロー着ぐるみのクリーニング代、レンタサイクル自転車点検料でございます。火災保険料は、七ツ森陶芸体験館等観光施設に関わるもの。自動車損害保険料は、公用車の任意共済保険料。保険料は、おばなざわ花笠まつり等参加者の保険料、レンタサイクル及びオープンキャンプ場賠償責任保険料でございます。

12節の業務委託は、七ツ森陶芸体験館、七ツ森ふれあいの里、四十八滝運動公園、ダイナヒルズ公園の4施設に関わる指定管理のほか、ダム周辺公園、関連施設及び南川ダム資料館の管理業務、自然遊歩道等の除草業務、大和町観光案内業務、観光PRバスツアー実施業務などに関わる経費でございます。施設備品管理委託は、旗坂野営場の浄化槽給水を含めた施設の維持管理に関わるものでございます。

13節の会場借上料は、船形山入山屈冬季専用ポスト設置小屋及び吉岡宿本陣案内所に係る経費でございます。機械借上料は、本陣案内所ほか2施設に設置しておりますAED設置のリース代でございます。車借上料は、おばなざわ花笠まつり等参加者送迎用のバス借上料。有料道路通行料は、岩手県花巻市の石鳥谷まつり参加の際の高速道路通行料でございます。

14節は、七ツ森陶芸体験のり面モニュメント撤去工事、七ツ森ふれあいの里バンガロー修繕工事、旗坂野営場いろり等修繕、蛇石せせらぎ公園の堆積土砂撤去工事に関わるものでございます。

15節は、蛇石せせらぎ公園駐車場等の補助用の碎石代でございます。

18節の負担金は、県立自然公園船形連峰御所山連絡協議会のほか4団体への負担金及び防火管理資格取得講習会、職員2名分の報酬負担金でございます。

77ページをお願いいたします。

補助金につきましては、町観光物産協会、お立ち酒全国大会実行委員会ほか2団体への助成、オートキャンプ場利用者の向上及び町内温泉の誘客を図るため、温泉を半額で利用できる温泉利用券補助の交付を行うものであり、またまほろば夏まつりを町制施行70周年記念事業と併せて行うことから、まほろばまつり実行委員会へ増額となる補助金を交付するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

続きまして、7款土木費でございます。

1項1目土木総務費は、土木管理費としまして、道路台帳の作成及び修正業務のほか、各種協議会等の負担金。用地対策費としまして国土調査の誤訂正等に要します費用のほか、水道事業費としまして水道事業への出資金、繰出金でございます。

1節は、会計年度任用職員の報酬でございます。

78ページをお願いいたします。

8節は土木技術者職員研修旅費及び会計年度任用職員の交通費に要します費用でございます。

10節のうち消耗品費は、法令の追録、積算資料と参考図書購入のほか、境界立会い時用の計測資材等購入費用。食糧費は、用地協議及び計画説明会等開催時のお茶代に要します費用でございます。

11節は、携帯電話4台分の通信料及び使用料のほか、所管施設内での蜂の巣駆除費用でございます。

12節は、権現堂海老沢線道路改良工事等の完成を含みます28路線、7.3キロの道路台帳作成及び修正業務のほか、国土調査の誤訂正等に要します費用でございます。

13節会場借上料は説明会開催時等での費用、機械借上料は大型コピー機借上料、会議先進地視察時の有料道路通行料及び駐車場使用料のほか、建設物価調査会等の電子版利用も含む著作権使用料、積算システムのシステム利用料に要します費用でございます。

14節は、既存土保田維持管理用施設建物解体に要します費用でございます。

15節は、用地境界プレート購入費用。

18節の負担金は、宮城県道路協会ほか10団体への各負担金でございますが、うち県道大衡仙台線建設促進協力会につきましては、令和6年度に引き続き負担はないものでございます。

次に、町地域振興公社への負担金につきましてご説明をさせていただきます。

地域振興公社につきましては、町同様、区画整理事業区域内からの移転の必要性から候補地選定を行っておりましたが、建築可能土地等の適地がない状況でございましたが、さきの12月定例会議で道路等維持管理用施設に關します条例のご可決をいただいたことを受けまして、地域振興公社より同敷地内への移転受入れと施設建設について要望書の提出がございました。町では、受入れによる維持管理施設への影響や維持管理体制、施設建設手法による経済性等について検討を行いました結果、受入れはさらなる対応の迅速化や公共施設等の維持管理体制の強化につながるなど、より効果が発揮されると期待されるため、移転受入れを決定いたしましたものです。

次に、施設建設手法につきましては、おのおのが単独で建設する場合と、町と地域振興公社とが合築により建設することに関して検討を行いました結果、建設費及び関係経費等の縮減が図られること、また供用の建物となるため日常の維持管理にかかる費用が安価になる等が見込まれますことから、合築によるものといたしましたものでございます。

なお、この合築につきましては、行政財産の合築による貸付けにつきましては、地方自治法第238条の4第1項第2号に基づきます地方自治法施行例第169条の2第1項第2号の規定に基づきまして行うものでございます。

建設する建築の主たる部分につきましては地域振興公社が占めますことから、建物の建築工事は地域振興公社が行いまして、町は占有する面積相当分に当たります費用を負担するための費用をお願いするものでございます。

次に、東北自治研修への負担金につきましては、土木技術職員等の参加費用でございます。

23節は、大和町水道事業への出資金でございます。

27節は、大和町水道事業会計への繰出金でございます。

続きまして、79ページをお願いいたします。

2項1目道路維持費でございます。道路、側溝、舗装の修繕、街路樹の剪定や除草、街路灯などの町道維持管理、道路維持作業車等の車両管理、除雪費、バスターミナルの管理のほか、新最終処分場関係事業に係ります費用でございます。

7節は、局部的に行う道路の除草や土砂撤去作業に要します費用。

10節のうち消耗品費は、コピー代並びに土のう袋等、道路維持作業資材等のほか、3.5トンダンプ、道路パトロール車と公用車両の消耗品等に要します費用。燃料費は、道路維持管理、車両機械等のガソリン代。光熱水費は、街路灯、バスターミナル等に係る電気料及び上下水道料に要する費用でございます。修繕料は3.5トンダンプ、道路パトロール車等公用車両の車検代や修理代、街路灯の修繕代のほか、道路の小破修繕等に要します費用でございます。

11節のうち手数料は、3.5トンダンプ1台、パトロール車2台、合計3台の車検代、印紙代です。火災保険料は、バスターミナル待合所等の火災保険料。自動車損害保険料は、都市建設課所管車両等の自動車損害賠償責任保険料、任意保険料に要します費用でございます。

12節は町道維持管理業務、植樹帯等の除草業務、街路樹の選定業務、側溝等堆積土砂の撤去業務、道路路面清掃業務のほか、バスターミナル待合所の清掃、警備、除草業務、1か月分相当の春季除雪に要します費用でございます。

13節は、町浦西堂線、台ヶ森立輪線の土地の借上料でございます。

14節のうち舗装修繕工事は、山下大沢線、吉岡吉田線、もみじヶ丘幹線2号線の3路線及び天王寺地区排水路整備に伴います舗装工事。側溝修繕工事は、昨年度に引き続き前小路線。新最終処分場関係では、大崎三ノ関線の側溝修繕工事。道路修繕工事は、昨年度に引き続き前小路線。新最終処分場関係では、大崎山王線の側溝修繕工事。道路修繕工事は、部分道路補修等に要します費用でございます。

15節は、碎石、山砂、アスファルト合材等の道路維持補修用資材及び側溝蓋などの資材購入に要します費用でございます。

17節は、道路の支障木地区の伐採等によって出た原木を破砕するための機械、ウッドチップパー1台の購入費用でございます。

26節は、3.5トンダンプ1台、パトロール車2台、合計3台の自動車重量税でございます。

続きまして、2目道路新設改良費でございます。単独事業、国土交通省補助事業、防衛省補助事業、新最終処分場関係事業に伴います道路改良事業等に係るものでございます。

80ページをお願いいたします。

10節は、コピー代及び一般事務用品等に要します費用。

11節は、権現堂下線の側溝の一部が隣接する民有地に入り込んでいることが判明したことによりまして、該当する土地の購入を行うための不動産鑑定等に要する費用で

ございます。

12節のうち単独事業は、幕柳大平線の測量設計、土保田街道線ほか測量予備設計、権現堂下線の分筆登記業務。国土交通省補助事業は、3巡目の橋梁定期点検及び長寿命化計画策定。寶垣橋の補修工事に係ります積算施工管理。セツ森大橋、舞野大橋の補修設計。大崎三ノ関線視距確保に係ります測量設計業務。防衛省補助事業は、吉岡東1号線の道路改良工事に係る施工管理業務に要します費用でございます。

14節のうち国土交通省補助事業は、寶垣橋の補修工事のほか、もみじヶ丘幹線4号線の道路改良工事。防衛省補助事業は、吉岡東1号線の道路改良工事及び松坂平1号線の舗装改良工事に要します費用でございます。

16節は、権現堂下線の土地購入費用でございます。

18節は、埋設物等の支障物件移転に伴います負担金でございます。

続きまして、3目橋梁維持費でございます。

14節は、籠釣橋の高欄補修工事に要します費用でございます。

続いて、4目交通安全施設整備事業費でございます。

14節のうち区画線設置工事は、町道衡南松坂平線、町道魚板床兵土ヶ原線ほかで、歩行者用路面表示、グリーンベルトの設置はもみじヶ丘3丁目11号線ほかで、防護柵の更新工事は町道天王寺東下蔵線で実施するものに要します費用でございます。

15節は、カーブミラー等の道路安全施設用品購入に要します費用でございます。

続きまして、3項1目河川費でございます。河川愛護会への助成を含みます河川の維持管理、一級河川西川の樋管操作管理。吉田川床上浸水事業対策は、国土交通省で実施しました竹林川遊水地に係る地元対策。新最終処分場関係では、準用河川窪川の改修事業に要します費用でございます。

10節のうち消耗品費は、コピー代及び一般用品等のほか、油漏れ等に対応します吸着マット等の購入費用。光熱水費は、1級河川西川に係ります樵橋の上流左岸にございます樵樋管及び右岸にございます西川樋管の電気料。

81ページをお願いいたします。

修繕費は、準用河川の土羽護岸乗りかけ等の小規模修繕に要します費用でございます。

11節は、貸出し用除草機械3台の任意保険料に要します費用。

12節は、吉田川河川公園の除草業務、準用河川の支障木伐採等業務、樵及び西川両樋管の鶴巣大崎地区及び鳥屋地区への操作管理業務のほか、吉田川床上浸水対策事業によります舞野地区への竹林川遊水地周辺の除草業務に要します費用でございます。

14節は、準用河川湯名沢川の堆積土砂撤去工事に要します費用。

16節は、準用河川窪川改修に係ります土地購入費用。

17節は、河川愛護会のさらなる作業の効率化を図るため、今回ラジコン式除草機械1台の購入に要します費用でございます。

18節は、県管理1級河川6河川及び町管理準用河川2河川の合計8河川を、18地区で除草作業を行っていただいております大和町河川愛護会への助成に要します費用でございます。

続きまして、4項1目都市計画総務費でございます。都市計画に関する事務及び都市計画審議会の開催、協議会への負担金等に要します費用でございます。

1節及び8節は、年3回開催予定の都市計画審議会、会長ほか委員8名の報酬及び費用弁償に要します費用でございます。

10節のうち消耗品費は、コピー代、プリンターロール紙及び都市計画関係図書等の購入費用、食糧費は都市計画審議会におけるお茶代、修繕料は都市計画図等の印刷用プリンターに要します費用でございます。

12節は、総合計画の改定に伴います都市計画マスタープラン策定業務のほか、旧町村のうち地区中心が市街化調整区域となっている鶴巣地区について、人口減少、高齢化及び市街化調整区域の建築制限等による地域コミュニティの維持が課題となっておりますことから、コミュニティの維持などのための地区計画策定について検討を行うために要します費用でございます。

82ページをお願いいたします。

18節は、全国街路事業促進協議会の負担金。

24節は、都市整備基金への積立金でございます。

続きまして、2目下水道費の27節は、下水道事業会計の公共下水道事業への繰出金でございます。

続きまして、3目公園費でございます。都市公園29か所、都市緑地8か所及びその他の公園、緑道等163か所の維持管理に要します費用でございます。

10節のうち消耗品費は、公園管理用注意看板等の資材購入費用。光熱水費は、公園等の街灯の電気料及び公園トイレ等の上下水道料金。修繕料は、公園等の小破修繕に要します費用でございます。

11節のうち手数料は、地区管理委託しております南五福院公園ほか3公園の水道開栓手数料。火災保険料は、公園、トイレ、あずまや等の火災保険料。保険料は、公園緑地等の傷害保険料に要します費用でございます。

12節は、大和町地域振興公社への都市公園指定管理委託及び緑地等の維持管理業務、南五福院ほか3公園の地元への維持管理委託費用のほか、公園遊具等の点検業務、テクノヒルズ残地森林内支障木伐採業務、県道仙台三本木線道路改良事業に伴います支障木の伐採を、補償費により実施します業務に要します費用でございます。

14節は、洞掘川河川改修事業の進捗によります緑道等のほか、八谷館緑地への転落防止柵設置工事。吉岡東公園、もみじヶ丘3号公園等の外周フェンス修繕。中峰防災調整池内への暗渠敷設等環境整備工事に要します費用でございます。

15節は、ベンチ及び遊具等の補修用資材購入に要します費用でございます。

続きまして、4目土地区画整理費でございます。

10節のうち消耗品費は、コピー代及びその他一般事務用品の購入費用。食糧費は、区画整理事業に関します事業説明会等におけるお茶代に要します費用でございます。

11節は、地権者等への報告、連絡用切手代。

14節は、吉岡西部土地区画整理事業区域内で整備しております都市計画道路吉岡吉田線と、区域外にあります既設道路等を結ぶための整備工事に要します費用でございます。

16節は、北四番丁大衡線西側のり面の土地購入に要します費用でございます。

27節は、大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計への繰出金でございます。

続きまして、5目街路事業でございます。

13節は、北四番丁大衡線西側のり面部の施工区間におきまして、一部地権者との借地契約に伴います土地借上料でございます。

18節は、宮城県で実施しております都市計画街路事業、都市計画道路北四番丁大衡線整備事業に係ります、令和7年度分負担金に要します費用でございます。

83ページをお願いいたします。

5項1目住宅管理費でございます。町営住宅管理費は、木造住宅12棟11戸、中層アパート7棟140戸、合わせまして19棟151戸の管理費。あと、国土交通省補助事業は、西原第一住宅3号棟給排水管等修繕工事。子育て支援住宅は、吉田地区9棟9戸、宮床地区11棟11戸、鶴巣地区4棟8戸、落合地区2棟16戸の維持管理に要します費用でございます。

7節は、子育て支援住宅敷地内の公園除草、側溝土砂撤去等に要します費用。

10節のうち消耗品費は、法令の追録代、図書及びその他事務用品の購入のほか、消火器の交換等に要します費用。光熱水費は、鶴巣子育て支援住宅敷地内公園の水道料及び落合子育て支援住宅敷地内通路等の照明灯電気代のほか、令和7年度西原第一住

宅3号棟給排水管等改修工事に伴います仮住まい住宅のガス、上下水道、電気料金に要します費用でございます。修繕料は、各住宅の排水管、電気設備、明渡し時等の修繕に要します費用でございます。

11節のうち通信運搬費は、収入申告等の返信用切手代。手数料は、受水槽の水質検査、退去明渡し時のクリーニング代、鶴巣子育て支援住宅敷地内公園及び西原第一住宅3号棟給排水管等改修工事の仮住まい住宅の水道開栓手数料に要します費用。火災保険料は、各住宅の火災保険に要します費用でございます。

12節は、町営住宅敷地内の除草等管理、蔵下住宅1号棟及び西原第一住宅3号棟の水道メーター交換、遊戯施設点検、落合子育て支援住宅敷地内の芝生刈り込み等管理業務のほか、中層アパート等の給水施設保守点検、消防設備点検に要します費用でございます。

13節は、西原第一住宅3号棟給排水管等改修工事の仮住まい住宅のテレビ受信料に要します費用でございます。

14節のうち単独事業は、下町住宅1号棟の浴室及びトイレ窓への網入りガラス交換工事。国土交通省補補助事業は、西原第一住宅3号棟、全16室の給排水管等改修工事に要します費用でございます。

15節は、子育て支援住宅4地区の区画道路等への融雪剤購入に要します費用でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

総務課危機対策室長 甚野敬司君。

総務課危機対策室長（甚野敬司君）

それでは、84ページをお願いします。

8款1項1目常備消防費18節につきましては、黒川地域行政事務組合への消防経費に係る負担金でございます。

次に、2目非常備消防費は、消防団員480名の報酬と、指導手当や団員の装備品の購入代等を計上したものでございます。

1節は、消防団員に対する年額報酬及び災害時等の出動報酬。

7節は、消防団発足70周年記念式典に係る経費。団員表彰の際の記念バッジ代。

8節は、消防団夏季演習訓練手当、消防大会、消防操法大会、消防学校研修に係る

旅費、費用弁償等。

10節は、新入団員の安全靴及びヘルメット、消防学校訓練に係る教材費、夏季演習時等の消耗品、飲料水、資機材等の購入に要する経費。消防団発足70周年記念式典時の消耗品代、防火ミニポスター印刷に要する経費。

13節は、火災出動時の際の車借上料、消防団員管理システム使用料。

17節は、新入消防団員用活動服の購入費用。

18節は、県市町村非常勤消防団員補償組合等への負担金及び町女性防火クラブ連合会への補助金でございます。

次に、3目消防施設費は、防火水槽、消火栓、消防施設、小型動力ポンプ付軽積載車両の維持管理に要する経費を計上してございます。

10節は、ポンプ自動車、軽積載車、小型動力ポンプ等の燃料代や消防ポンプ小屋の電気料、消防水利標識購入等に要する経費、小型動力ポンプ軽積載車の修繕等に要する経費。

11節は、ポンプ自動車、軽積載車等の保険料。

85ページをお願いいたします。

12節は、防火水槽内土砂撤去、もみじヶ丘防火水槽の管理委託料。

13節は、消防自動車車庫の土地借上料。

14節は、防火水槽の修繕工事。

18節は、消火栓の維持管理費及び消防団無線従事者講習会受講料、電波利用料。

26節は、自動車ポンプ等の自動車税重量税でございます。

次に、4目水防費は、水防活動に要する経費を計上しております。

1節は、水防活動に要する指導報酬。

7節は、水防協議会委員13名に対する謝礼。

8節は、水防活動に要する費用弁償。

10節は、水防倉庫の修繕及び備蓄資材購入代、水防活動時の食糧費、水防倉庫の電気料等。

11節は、災害時優先電話の電話料。

15節は、水防倉庫に備蓄する土のう用洗い砂購入に要する経費でございます。

次に、5目災害対策費は、地域防災訓練に要する経費、自主防災組織連絡協議会の運営及び木造住宅耐震診断士派遣事業や家具転倒防止事業等に要する経費を計上しております。

1節は、防災会議委員15名に対する報酬。

7 節は、自主防災組織に関する研修会の講師謝礼等。

8 節は、防災会議の委員に対する費用弁償。

10 節は、備蓄用非常食の購入代、自主防災組織研修時の飲料代、地域防災訓練用資材等の購入代、災害対策本部用ビブス、収納ボックス等の消耗品購入、防災指導員養成講習資料代、区長配付用の作業着などの購入費。

11 節は、宮城県砂防総合情報システム、衛生携帯電話料、防災対策用携帯電話料、震度計情報等回線使用料、避難所用 W i - F i 利用料のほか、I P 無線の使用料でございます。

12 節は、防災ハザードマップ運用保守、木造戸建耐震診断士派遣等の委託料でございます。

13 節は、情報等配信システム、すぐメール、すぐ参集利用料。

17 節は、I P 無線 3 台の購入費用でございます。

18 節は、県地域衛星通信ネットワーク市町村等無線局管理負担金、電波利用料、陸上無線技士資格取得講習受講料負担金、木造住宅耐震改修工事、危険ブロック塀除去事業、フェンス等の設置事業助成に要する費用でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

お諮りします。本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日、3 月 5 日の午前 10 時です。

大変お疲れさまでした。

午後 3 時 2 8 分 延 会